

# 静岡県社会的養育推進計画

令和2年3月

静岡県・静岡市・浜松市



# はじめに

静岡県、静岡市、浜松市では、平成 27 年 3 月に「家庭的養護の推進に向けた静岡県計画」を策定し、里親委託の推進や児童養護施設等の養育環境の小規模化など、各種支援施策を推進してまいりました。

しかしながら、全国的にも児童虐待相談件数は過去最多を更新しており、また、様々な事情により実親の元で暮らせない子どもの約 7 割が施設に入所しているなど、必ずしも家庭的な養育環境が十分に提供されているとはいえない状況にあります。さらには措置解除後の子どもの自立に向けた支援の充実も求められております。

このため、平成 28 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、子どもが権利の主体であることや、子どもの家庭養育優先の原則が明記されたことを踏まえ、前計画を全面的に見直し、新たに令和 11 年度までを計画期間とする「静岡県社会的養育推進計画」を策定しました。

この計画では「子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を実現するために、社会全体で子どもを育む」を基本理念として掲げ、「子どもの権利擁護の推進」、「子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進」、「家庭と同様の環境における養育の推進」、「子どもの自立支援の推進」を施策の柱とし、更なる支援の充実を図ることとしております。

未来を担うすべての子どもたちが、愛情豊かな環境の中で、心身ともに健やかに成長できるよう社会全体で一丸となり、本計画に基づく施策を着実に推進してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

令和 2 年 3 月

静岡県  
静岡市  
浜松市

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	・・・	1
	1. 計画策定の趣旨	・・・	1
	2. 計画の期間	・・・	1
	3. 計画の推進	・・・	1
<b>第2章</b>	<b>社会的養育を取り巻く状況</b>	・・・	2
	1. 虐待相談件数の状況	・・・	2
	2. 措置児童数の状況	・・・	4
	3. 里親の状況	・・・	7
	4. 一時保護の状況	・・・	10
<b>第3章</b>	<b>計画の基本理念</b>	・・・	12
	1. 基本理念	・・・	12
	2. 施策体系	・・・	12
<b>第4章</b>	<b>代替養育を必要とする子ども数等の見込み</b>	・・・	13
	1. 代替養育を必要とする子ども数の見込み	・・・	13
	2. 里親等での養育が必要な子ども数の見込み	・・・	15
	3. 里親等委託率	・・・	15
	4. 施設での養育が必要な子ども数の見込み	・・・	16

<b>第5章</b>	<b>社会的養育の推進に向けた取組</b>	・ ・ ・	18
	《静岡県》		18
	<b>1.子どもの権利擁護の推進</b>	・ ・ ・ ・ ・	19
	(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組	・ ・ ・ ・ ・	19
	<b>2.子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進</b>	・ ・ ・ ・ ・	21
	(1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	21
	(ア) 市町等の相談支援体制の整備に向けた支援・取組	・ ・ ・ ・ ・	21
	(イ) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	・ ・ ・ ・ ・	22
	(2) 一時保護改革に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	24
	(ア) 一時保護された子どもの権利擁護	・ ・ ・ ・ ・	24
	(イ) 一時保護の環境及び体制整備	・ ・ ・ ・ ・	25
	(3) 児童相談所の強化等に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	28
	(4) 関係機関との連携強化に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	30
	<b>3.家庭と同様の環境における養育の推進</b>	・ ・ ・ ・ ・	32
	(1) 里親等への委託の推進に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	32
	(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	・ ・	34
	(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	・ ・	36
	(ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化	・ ・ ・ ・ ・	36
	(イ) 多機能化・機能転換	・ ・ ・ ・ ・	37
	<b>4.子どもの自立支援の推進</b>	・ ・ ・ ・ ・	39
	(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	39
	○管理指標	・ ・ ・ ・ ・	41
	《静岡市》		42
	<b>1.子どもの権利擁護の推進</b>	・ ・ ・ ・ ・	43
	(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組	・ ・ ・ ・ ・	43
	<b>2.子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進</b>	・ ・ ・ ・ ・	45
	(1) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	45
	(ア) 相談支援体制の整備に向けた支援・取組	・ ・ ・ ・ ・	45
	(イ) 児童家庭支援センターの設置検討	・ ・ ・ ・ ・	46
	(2) 一時保護改革に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	47

(ア) 一時保護された子どもの権利擁護	47
(イ) 一時保護の環境及び体制整備	48
(3) 児童相談所の強化等に向けた取組	50
<b>3.家庭と同様の環境における養育の推進</b>	<b>52</b>
(1) 里親等への委託の推進に向けた取組	52
(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	54
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	56
(ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化	56
(イ) 多機能化・機能転換	57
<b>4.子どもの自立支援の推進</b>	<b>59</b>
(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	59
○管理指標	61
<b>《浜松市》</b>	<b>62</b>
<b>1.子どもの権利擁護の推進</b>	<b>63</b>
(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組	63
<b>2.子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進</b>	<b>65</b>
(1) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	65
(ア) 相談支援体制の整備に向けた支援・取組	65
(イ) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	66
(2) 一時保護改革に向けた取組	68
(ア) 一時保護された子どもの権利擁護	68
(イ) 一時保護の環境及び体制整備	70
(3) 児童相談所の強化等に向けた取組	72
<b>3.家庭と同様の環境における養育の推進</b>	<b>74</b>
(1) 里親等への委託の推進に向けた取組	74
(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	76
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	78
(ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化	78
(イ) 多機能化・機能転換	79

<b>4.子どもの自立支援の推進</b> . . . . .	82
(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 . . . . .	82
○管理指標 . . . . .	84

**参考データ** . . . . . 85

1.子どもの将来人口 . . . . .	85
2.市町の体制 . . . . .	85
3.特別養子縁組成立件数 . . . . .	86
4.施設の状況 . . . . .	87
5.自立支援の状況 . . . . .	89
6.児童相談所の状況 . . . . .	89

**用語集** . . . . . 90

**資料編** . . . . . 96

1.「里親制度に関する意識調査」調査結果 . . . . .	96
2.静岡県社会的養育推進計画に掲げる取組とSDGsの関係 . . . . .	106
3.静岡県社会的養育推進計画 策定経過 . . . . .	107
4.静岡県社会的養育推進計画検討会議 委員名簿 . . . . .	110

※「子ども」の標記について

- ・本計画では、法律条文や制度、事業名称などで「児童」「こども」と標記されている場合を除き、18歳に満たない児童を原則として「子ども」と標記しています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年（2011年）7月）、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年（2012年）11月）を踏まえ、児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護を推進する計画として、平成27年（2015年）3月に「家庭的養護の推進に向けた静岡県推進計画（以下、「前計画」という。）」を策定し、平成27年度（2015年度）から令和11年度（2029年度）までの15年計画として取り組んできた。

平成28年（2016年）の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、子どもが権利の主体であることや、子どもの家庭養育優先の原則が明記され、この理念のもと、平成29年（2017年）8月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

これを踏まえ、静岡県、静岡市及び浜松市は、社会的養育を必要とする子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益を実現するために、国が平成30年（2018年）7月に発出した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、前計画を全面的に見直し、「静岡県社会的養育推進計画」を策定する。

策定にあたっては、静岡県、静岡市及び浜松市がそれぞれ策定する、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策行動計画である、「ふじさんっこ応援プラン（静岡県）」、「子ども・子育て・若者プラン（静岡市）」、「子ども・若者支援プラン（浜松市）」（いずれも令和2年3月策定）との整合を図る。

## 2. 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とし、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を前期、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）を後期とする。

## 3. 計画の推進

静岡県、静岡市及び浜松市が相互に連携・調整しながら施策の推進に努める。また、警察や医療機関等関係団体との連携を進める。

計画期間中、毎年度進捗状況を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

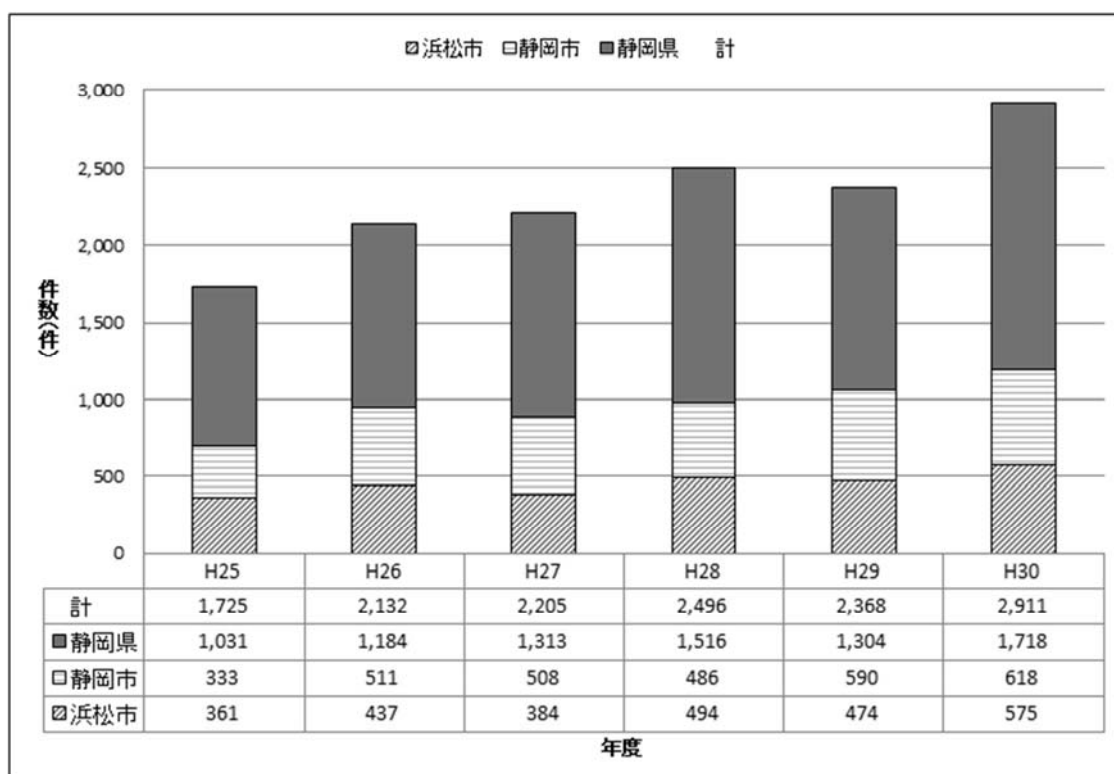


## 第2章 社会的養育を取り巻く状況

### 1. 虐待相談件数の状況

#### ○虐待相談件数

虐待相談件数は増加傾向にあり、平成30年度に県内7箇所の児童相談所（政令市含む）が対応した児童虐待件数は、2,911件と過去最多を更新した。平成25年度と平成30年度の対比で1.7倍となっている。



出典：福祉行政報告例（各年度末時点）

#### ●主訴別（単位：件、%）

主訴別の内訳は、心理的虐待が全体の54%を占め、次に身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっている。

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
H30	663(22.8)	49(1.7)	1,572(54.0)	627(21.5)	2,911
H29	510(21.5)	50(2.1)	1,251(52.8)	557(23.5)	2,368

※（ ）内は、合計に占める割合。

小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

●相談経路別（単位：件、％）

相談経路別の内訳は、警察からの通報が全体の38.1%と最も多く、次に近隣知人、学校等の順になっている。

《関係機関》

	他児童 相談所	福祉事務所	町役場	児童 委員	保健所等	医療 機関
H30	177 (6.1)	260 (8.9)	51 (1.8)	26 (0.9)	8 (0.3)	140 (4.8)
H29	145 (6.1)	239 (10.1)	24 (1.0)	15 (0.6)	8 (0.3)	120 (5.1)

	施設・保育所	警察等	学校等	その他	関係機関 計A
H30	36 (1.2)	1,108 (38.1)	276 (9.5)	18 (0.6)	2,100 (72.1)
H29	27 (1.1)	884 (37.3)	177 (7.5)	11 (0.5)	1,650 (69.7)

《家族等・合計》

	虐待者本人	家族 親戚	近隣 知人	子ども 本人	家族等 計B	合計 A+B
H30	69 (2.4)	151 (5.2)	565 (19.4)	26 (0.9)	811 (27.9)	2,911
H29	66 (2.8)	109 (4.6)	530 (22.4)	13 (0.5)	718 (30.3)	2,368

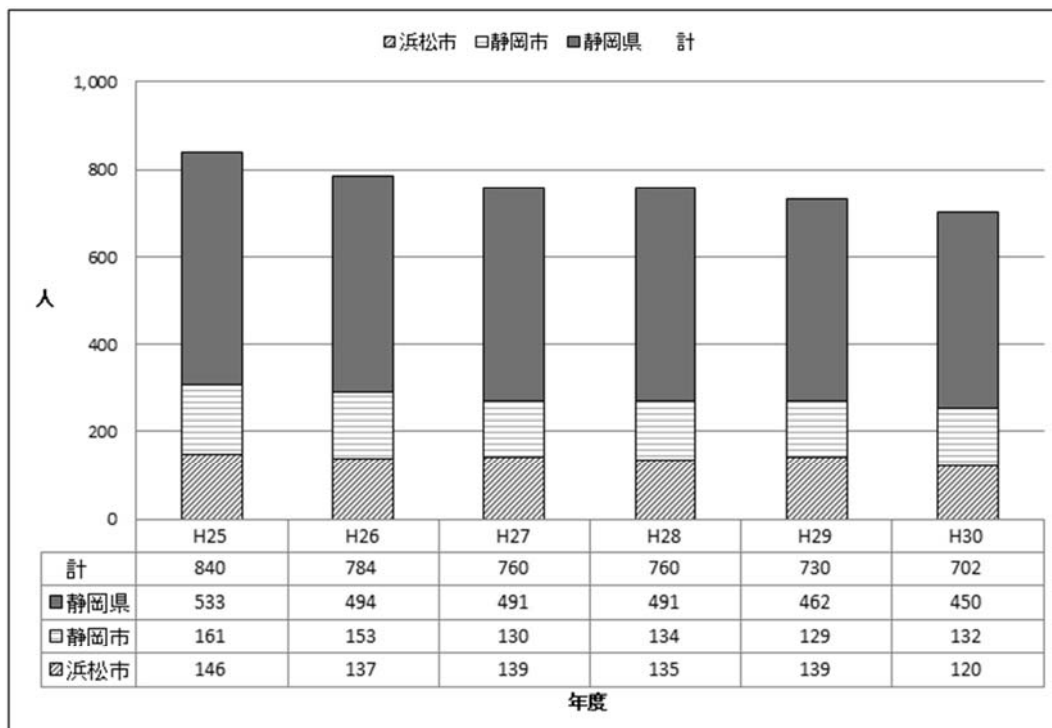
※（ ）内は、合計に占める割合。

小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

## 2. 措置児童数の状況

### ○措置児童数

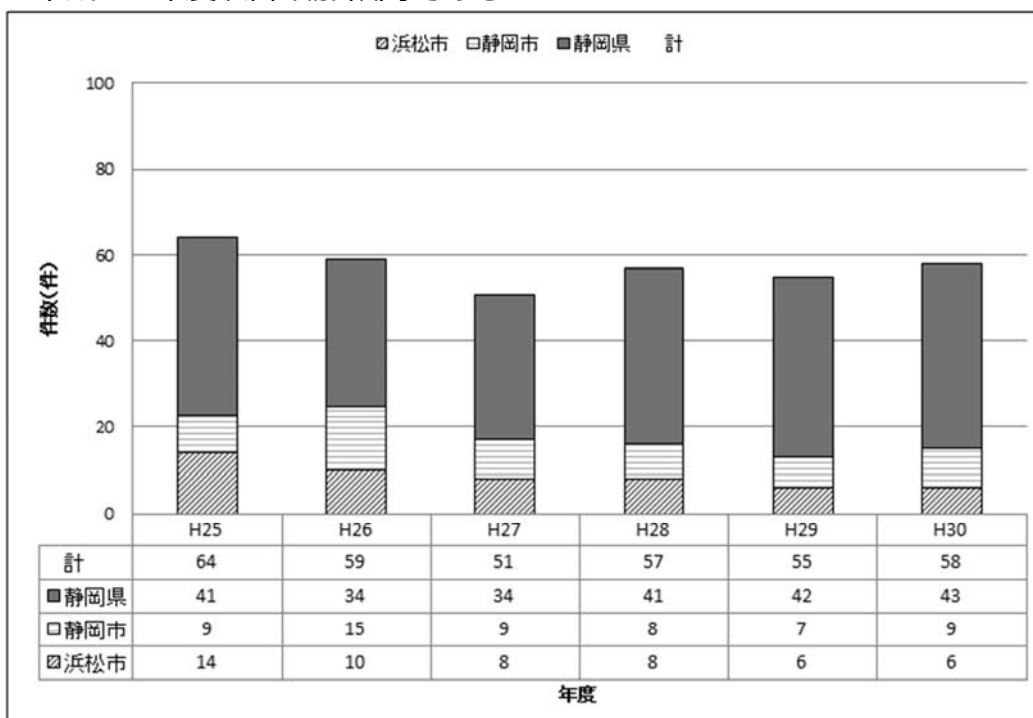
措置児童数は減少傾向にあり、平成 25 年度と平成 30 年度の対比で 16.4%減となっている。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

### ○乳児院入所児童数

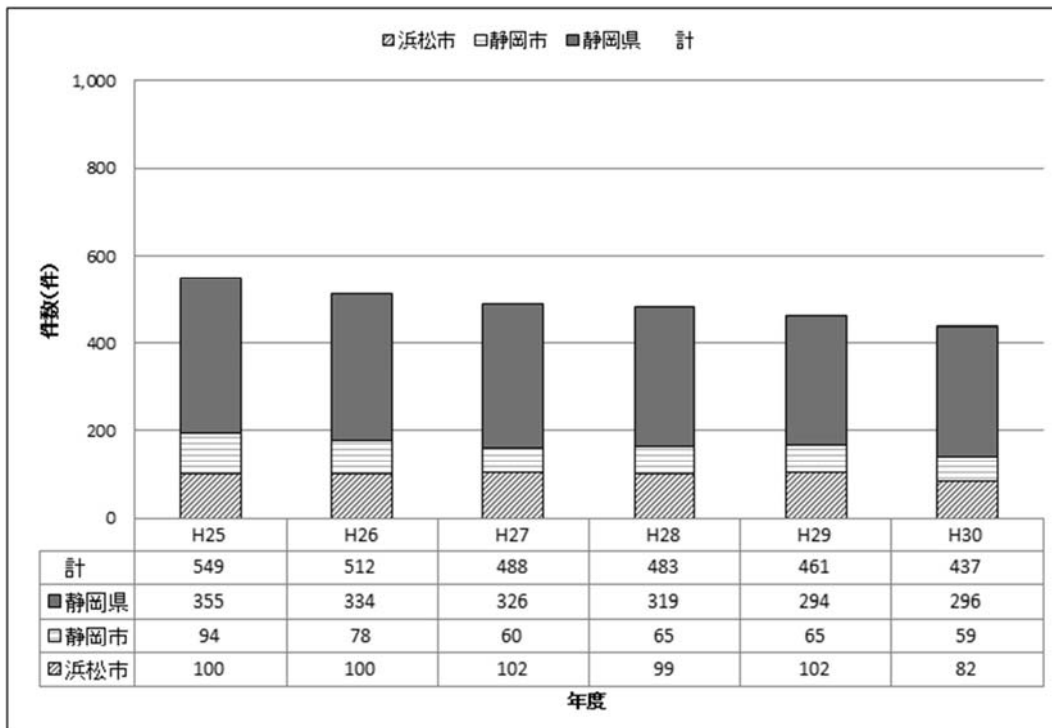
乳児院入所児童数は平成 25 年度から平成 27 年度にかけて減少傾向であったが、平成 27 年度以降増加傾向である。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○児童養護施設入所児童数

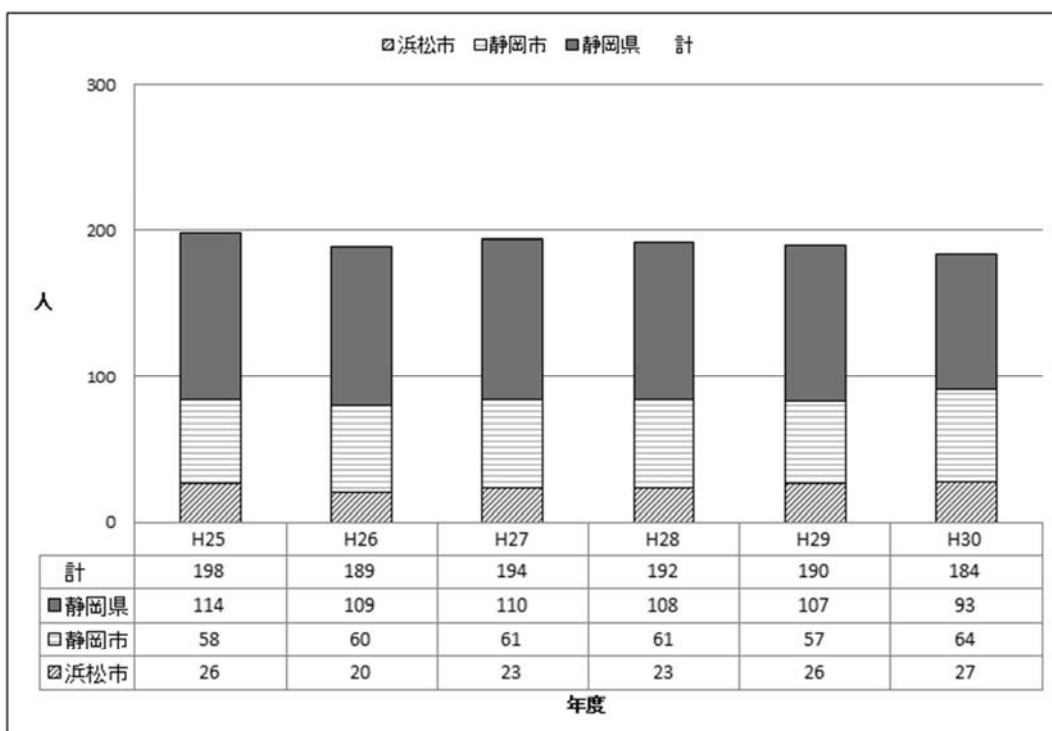
児童養護施設入所児童数は減少傾向であり、平成 25 年度と平成 30 年度の対比で 20.4%減となっている。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○里親委託児童数

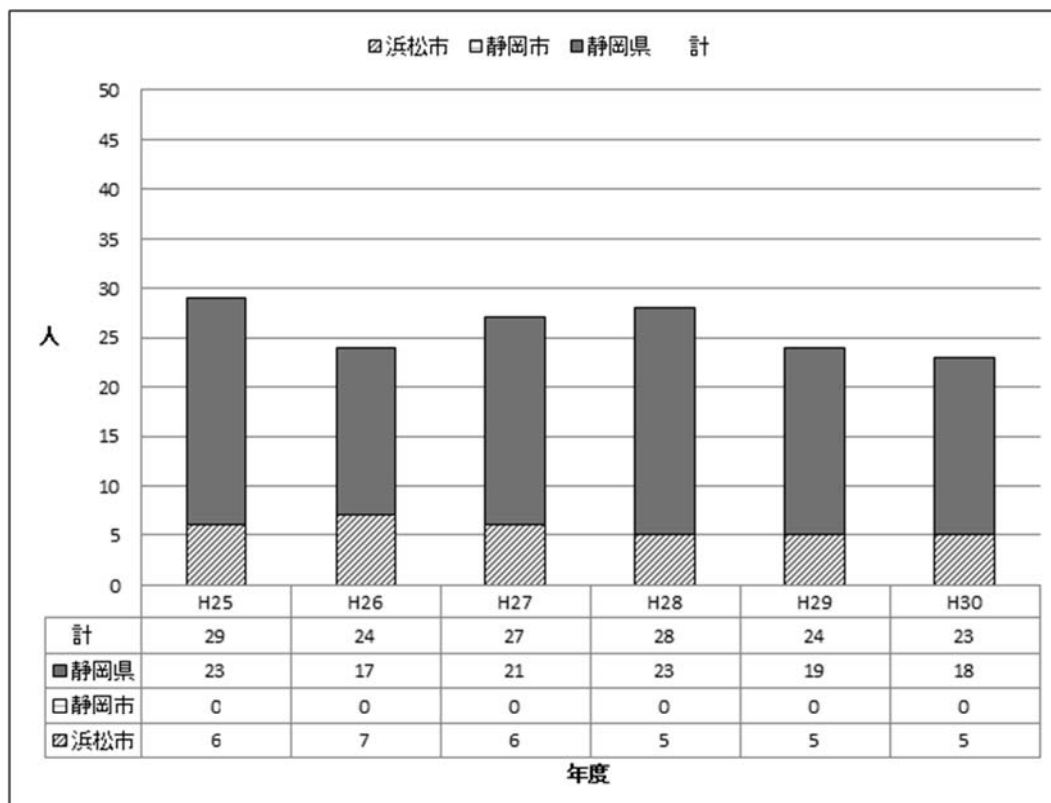
里親委託児童数は減少傾向であり、平成 25 年度と平成 30 年度の対比で 7%減となっている。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）委託児童数

ファミリーホーム委託児童数は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて減少した後、ほぼ横ばいで推移している。

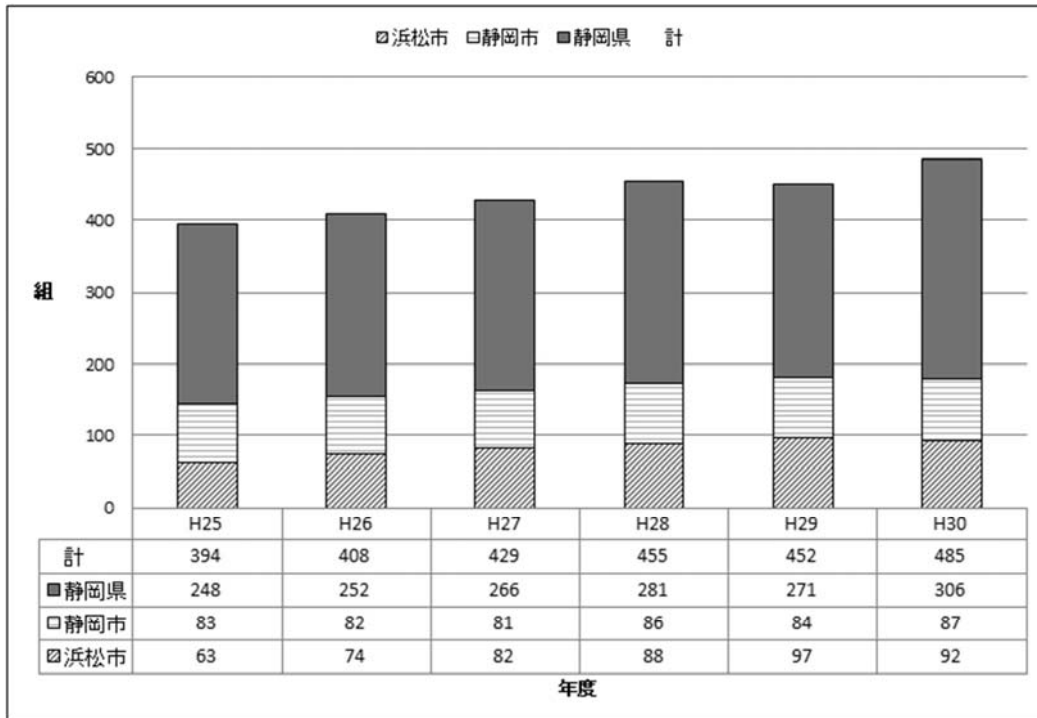


出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

### 3. 里親の状況

#### ○認定里親数

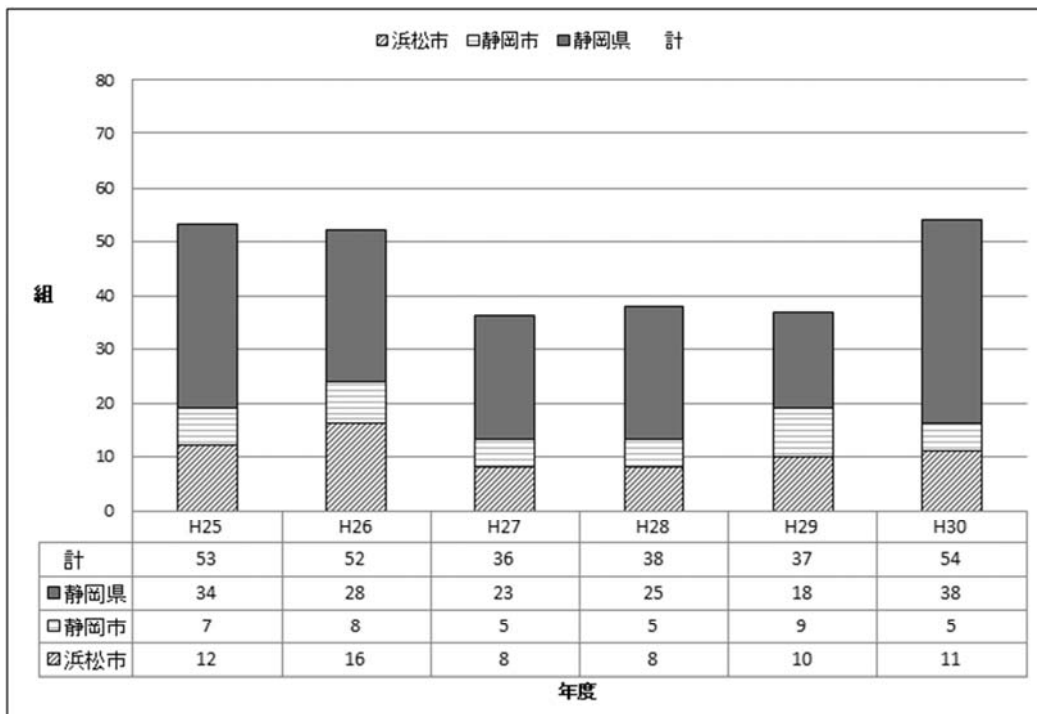
認定里親数は増加傾向にあり、平成 25 年度と平成 30 年度の対比で 23%増となっている。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

#### ○新規認定里親数

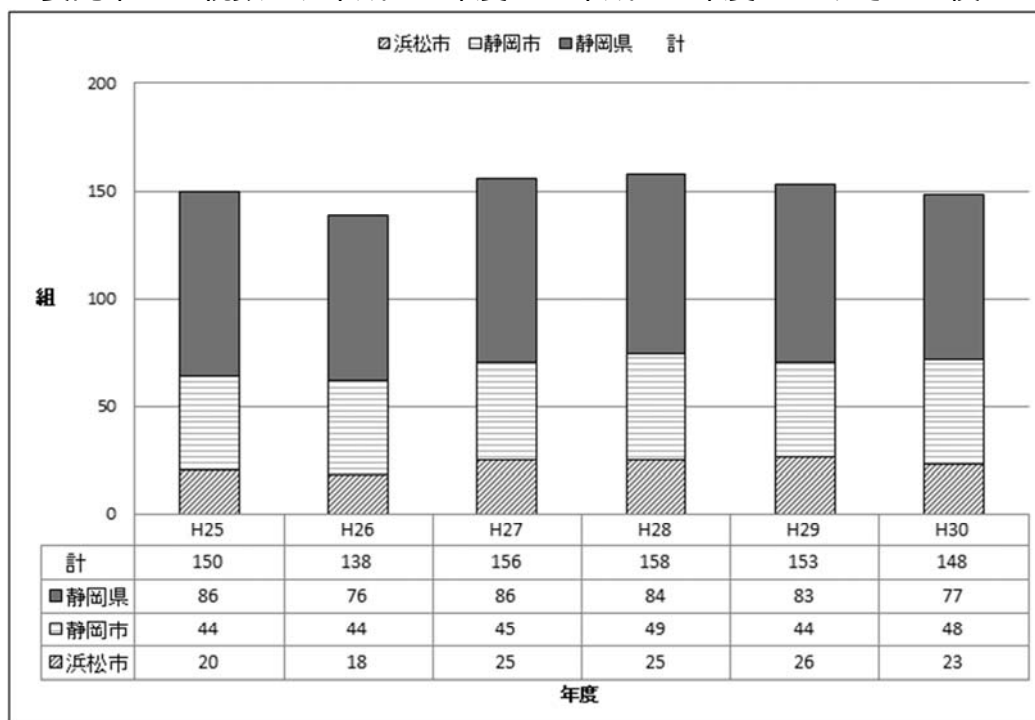
新規認定里親数は、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて減少した後、平成 29 年度まで横ばいとなり、平成 30 年度に増加に転じている。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○委託中の里親数

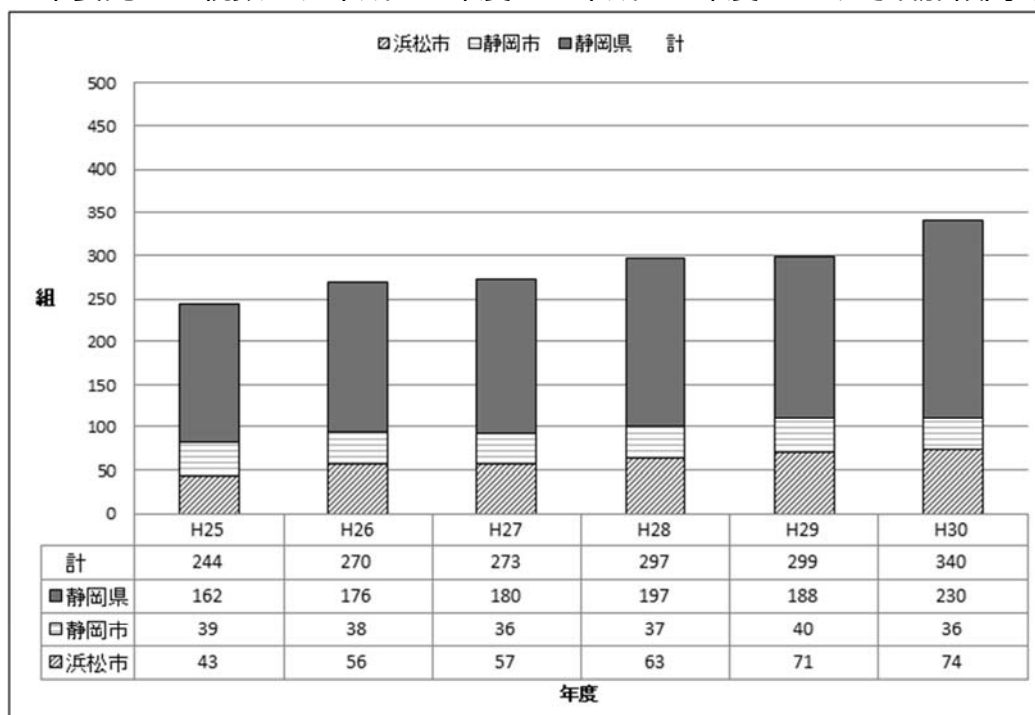
委託中の里親数は、平成 25 年度から平成 30 年度にかけてほぼ横ばいである。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○未委託里親数

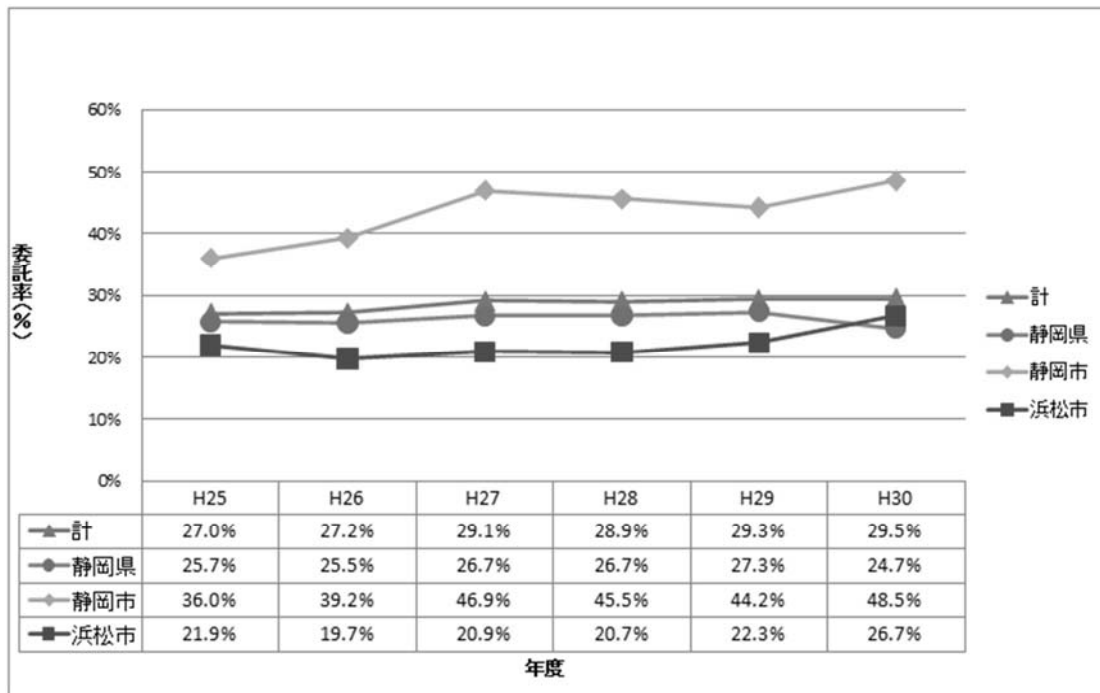
未委託の里親数は、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて増加傾向である。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○里親等委託率

里親等委託率は増加傾向にあり、平成 25 年度と平成 30 年度の対比で 9.3% 増となっている。



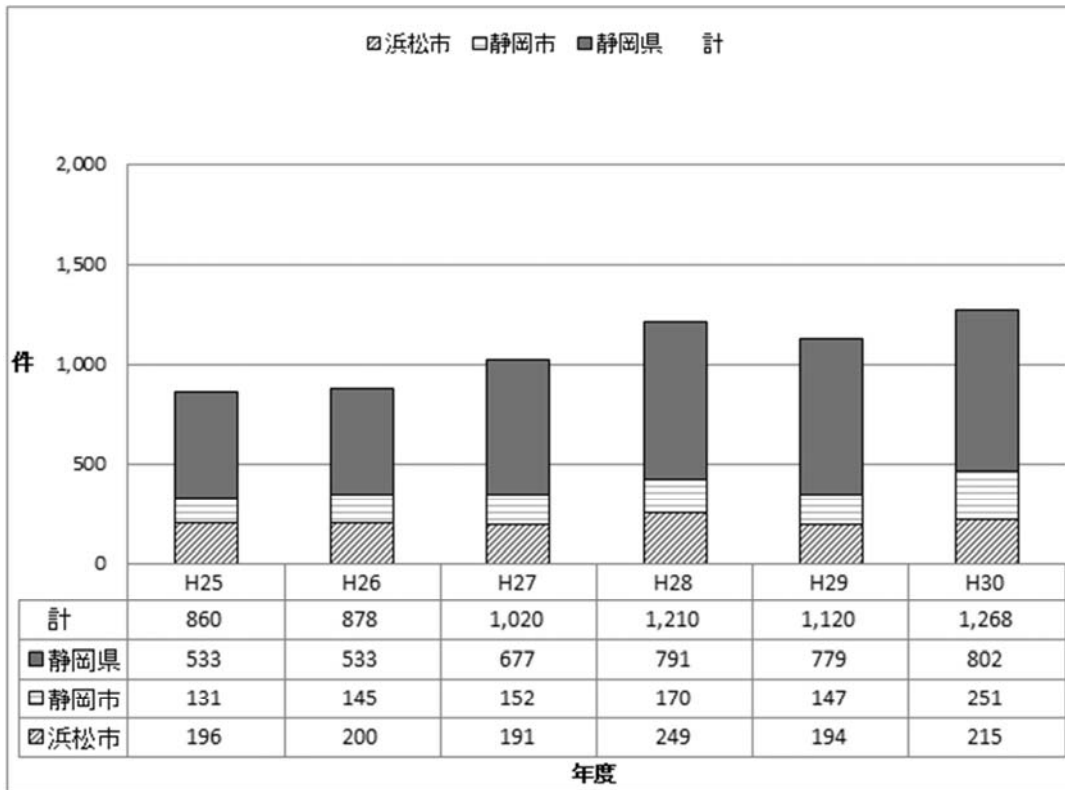
出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）



#### 4. 一時保護の状況

○一時保護件数（一時保護所＋一時保護委託）

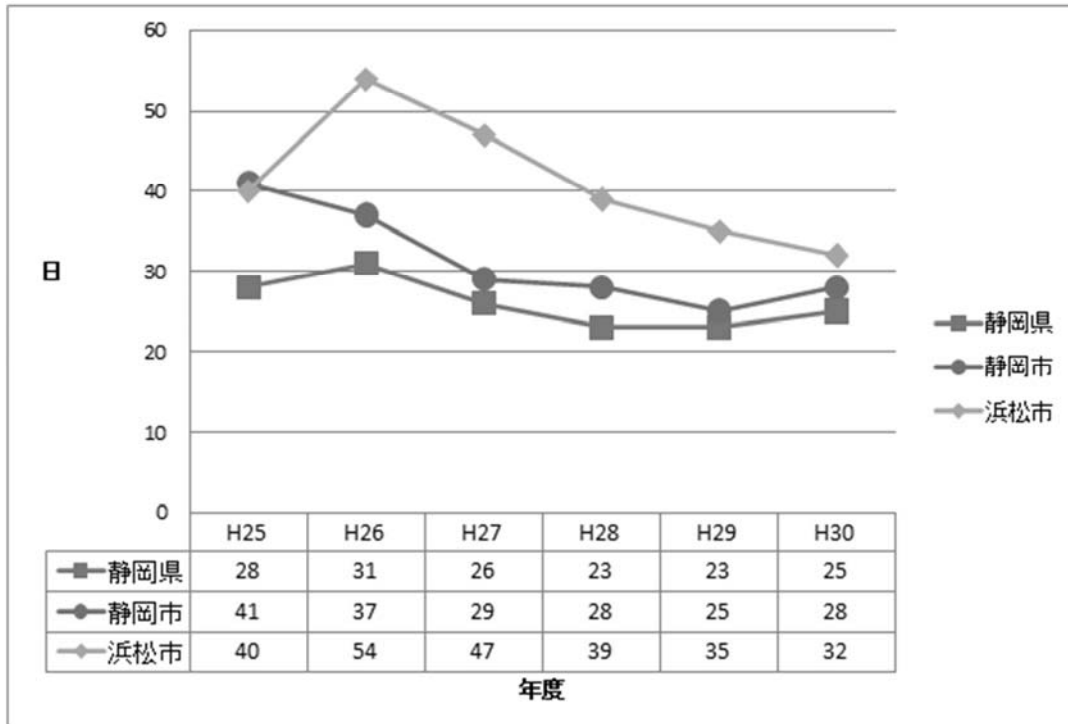
一時保護件数は増加傾向にあり、平成 25 年度と平成 30 年度の対比で 47%増となっている。



出典：児童相談所事業報告（毎年度末時点）

○平均一時保護日数（一時保護所）

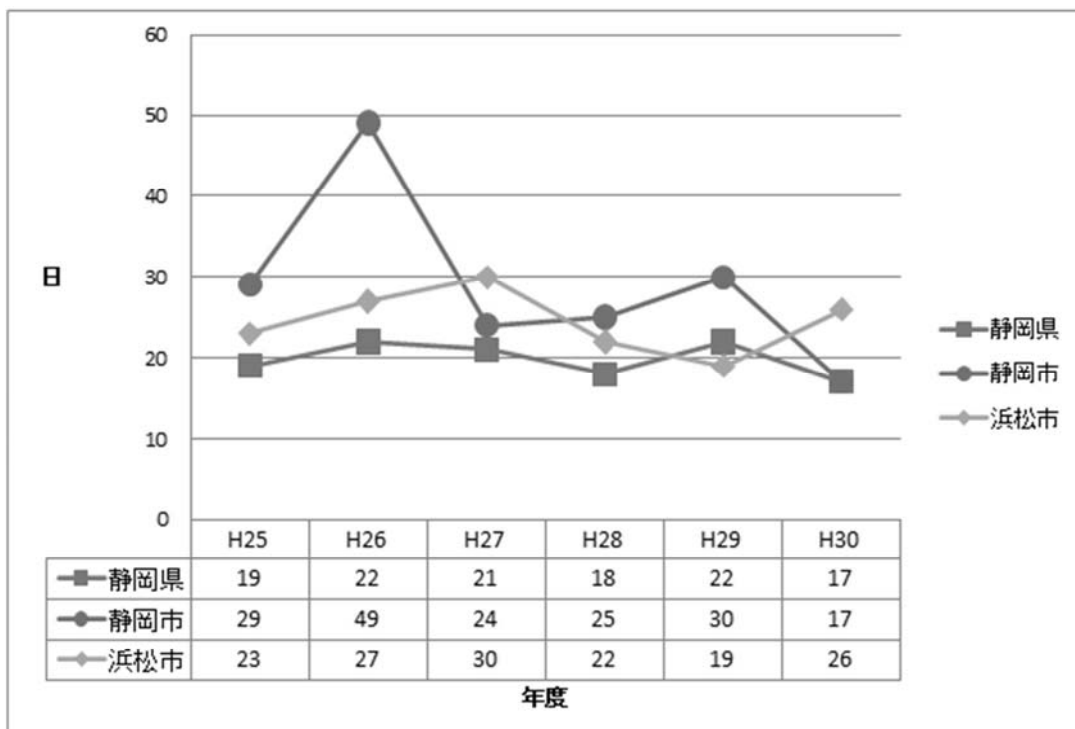
平均一時保護日数（一時保護所）は減少傾向にある。



出典：児童相談所事業報告（毎年度末時点）

○平均一時保護日数（一時保護委託）

平均一時保護日数（一時保護委託）は増加傾向であったが、平成30年度に減少に転じている。

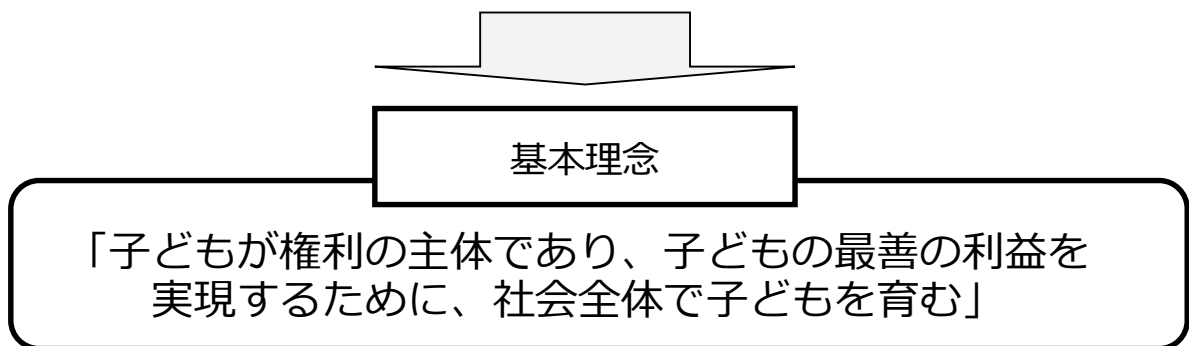


出典：児童相談所事業報告（毎年度末時点）

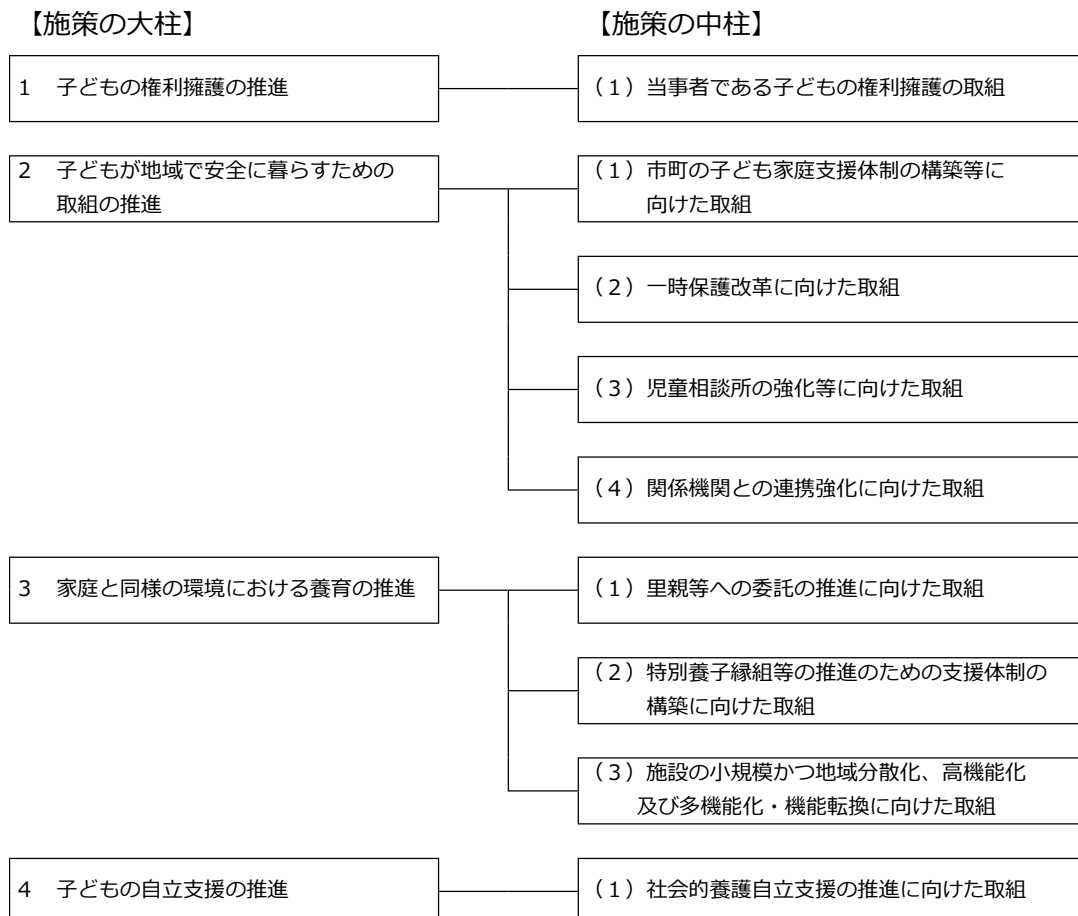
# 第3章 計画の基本理念

## 1. 基本理念

- ・平成28年児童福祉法等の改正により、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有する主体であること、地方公共団体はこれを支えることで、児童の権利が保障されること」が明確化された。
- ・静岡県社会的養育推進計画においては、前計画の理念を継承しつつ、平成28年児童福祉法等の改正で位置付けられた子どもの権利擁護を踏まえ「子どもの権利主体」を新たに追加し、社会的養育を必要とする子どもの最善の利益の実現に向けた基本理念を定める。



## 2. 施策体系



## 第4章 代替養育を必要とする子ども数等の見込み

### 1. 代替養育を必要とする子ども数の見込み

平成31年3月末時点の代替養育を必要とする子ども数は、702人である。

国立社会保障・人口問題研究所の静岡県の子どもの推計人口数は、今後10年間で14.6%減少するため、代替養育を必要とする子ども数は、同様の比率で減少すると想定され、令和11年度の代替養育を必要とする子ども数の見込みは565人となる。

#### 【令和元年度以降の推計値の算定方法】

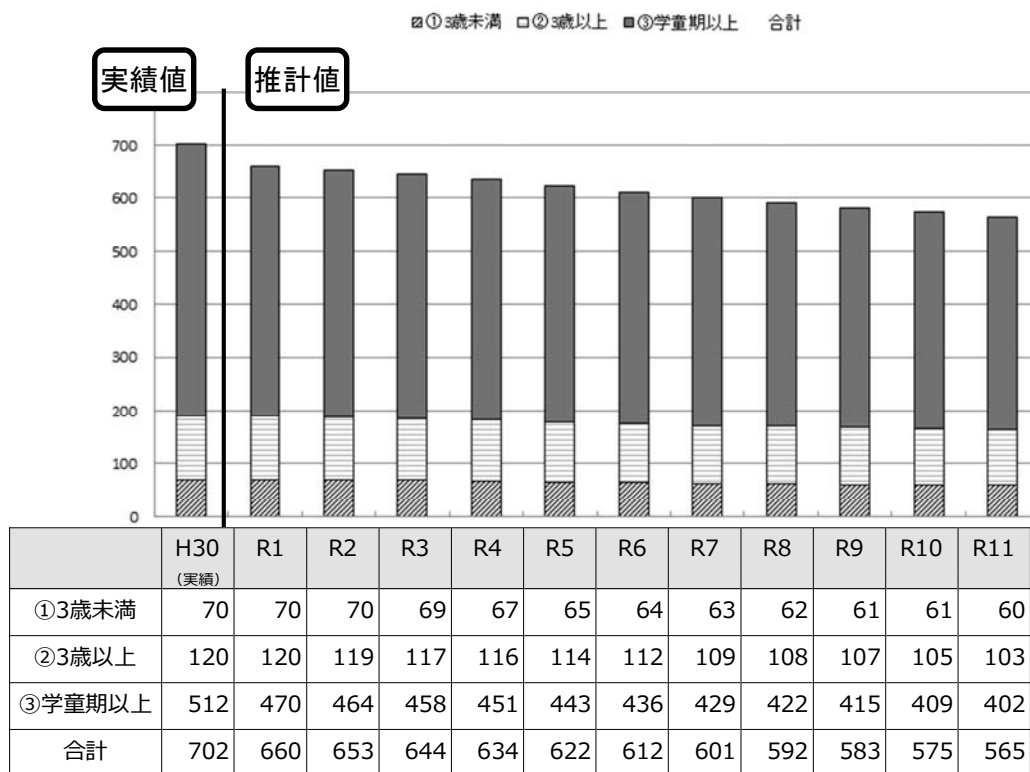
平成31年3月末時点の代替養育を必要とする子ども数が児童人口に占める割合（静岡県、静岡市及び浜松市の、各年齢区分別の割合）×子どもの推計人口数

#### ※子どもの人口の推計

- 平成30年度：平成31年3月末時点の措置児童数（18歳以上含む）
- 令和元年度以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」による（18歳未満）

#### 【静岡県合計】

単位：人



代替養育を必要とする子ども数等の見込み 【静岡県・静岡市・浜松市】

【静岡県】

単位：人

	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①3歳未満	44	44	44	43	42	41	40	39	38	38	38	37
②3歳以上	87	87	87	85	84	82	81	79	78	77	75	74
③学童期以上	319	290	285	281	276	271	266	261	257	252	248	243
合計	450	421	416	409	402	394	387	379	373	367	361	354

【静岡市】

単位：人

	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①3歳未満	16	16	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14
②3歳以上	15	15	14	14	14	14	13	13	13	13	13	12
③学童期以上	101	94	93	92	91	89	88	87	85	84	83	82
合計	132	125	123	122	121	118	116	115	113	111	110	108

【浜松市】

単位：人

	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①3歳未満	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9
②3歳以上	18	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17
③学童期以上	92	86	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77
合計	120	114	114	113	111	110	109	107	106	105	104	103

## 2. 里親等での養育が必要な子ども数の見込み

国の算式をもとに算出した現在の里親等での養育が必要な子ども数に、代替養育を必要とする子ども数の見込みを加味して、今後の見込みを算出

【静岡県】 単位：人

目標年度	現状(H31.3.31)	R 6 (2024)年度	R 11(2029)年度
3歳未満	11	18	24
3歳以上	19	32	43
学童期以降	81	95	112

【静岡市】 単位：人

目標年度	現状(H31.3.31)	R 6 (2024)年度	R 11(2029)年度
3歳未満	7	8	9
3歳以上	9	8	7
学童期以降	48	44	43

【浜松市】 単位：人

目標年度	現状(H31.3.31)	R 6 (2024)年度	R 11(2029)年度
3歳未満	5	5	6
3歳以上	5	8	10
学童期以降	22	30	38

## 3. 里親等委託率

「里親等での養育が必要な子ども数の見込み」÷「代替養育を必要とする子ども数の見込み」×100

【静岡県】 単位：%

目標年度	現状(H31.3.31)	R 6 (2024)年度	R 11(2029)年度
3歳未満	25	45	65
3歳以上	22	40	58
学童期以降	25	36	46

【静岡市】 単位：%

目標年度	現状(H31.3.31)	R 6 (2024)年度	R 11(2029)年度
3歳未満	44	53	64
3歳以上	60	62	58
学童期以降	48	50	52

【浜松市】 単位：%

目標年度	現状(H31.3.31)	R 6 (2024)年度	R 11(2029)年度
3歳未満	50	56	67
3歳以上	28	44	59
学童期以降	24	37	49

#### 4. 施設での養育が必要な子ども数の見込み

代替養育を必要とする子ども数の見込みから、里親等での養育が必要な子ども数の見込みを減じたもの

##### 【静岡県】

単位：人

目標年度	現状(H31.3.31)	R 6 (2024)年度	R 11(2029)年度
3歳未満	33	22	13
3歳以上	68	49	31
学童期以降	238	171	131

##### 【静岡市】

単位：人

目標年度	現状(H31.3.31)	R 6 (2024)年度	R 11(2029)年度
3歳未満	9	7	5
3歳以上	6	5	5
学童期以降	53	44	39

##### 【浜松市】

単位：人

目標年度	現状(H31.3.31)	R 6 (2024)年度	R 11(2029)年度
3歳未満	5	4	3
3歳以上	13	10	7
学童期以降	70	52	39



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。



## 第5章 社会的養育の推進に向けた取組

### 《 静 岡 県 》



静岡県は、持続可能な開発目標（SDGs）の推進に取り組んでいます。

## 1. 子どもの権利擁護の推進

### (1) 当事者である子どもの権利擁護の取組

#### 【目指す将来像】

- 子ども自身や養育者が、子どもの権利を理解し、子どもが丁寧な説明を受け、子どもが意見を表明できる最適な養育環境が提供される。
- 意見を表現することが困難な子どもが、適切な第三者(アドボケーター)による支援を受け、子どもが意見を表明できる仕組みが実現する。
- 子どもの意見が反映された施策が実施される。

#### 【現状と課題】

- ・平成 28 年児童福祉法の改正等により明確化された子どもの権利擁護に関して、子ども自身や養育者の理解が不十分である。
- ・施設や里親で生活しているすべての子どもに対し、「子どもの権利ノート」を配布し、それを用いて子どもの権利に関する説明を行っているほか、施設内での意見箱等を設置しているが、子どもが意見や苦情を発しやすい一層の環境づくりが必要である。
- ・普段相談する人以外に相談したい場合の方法として、適切な第三者による支援（アドボケイト制度）が必要である。
- ・児童福祉審議会等を活用した子どもの権利擁護に関する仕組みの構築については、現在、国において調査・研究が行われている。

#### 【今後の取組】

- ①子どもの権利擁護に関する意識啓発
  - ・子ども自身や支援を担う里親、施設職員等に対し、子どもが意見を表明する権利を有すること（子どもが意見を表明して良いこと）など、子どもの権利擁護に関する情報提供や研修等により意識啓発を行う。

②子どもの意見表明を支える仕組みづくり

- ・日頃から子どもが意見を表明しやすいよう、これまでの「子どもの権利ノート」の配付や施設内での意見箱の設置などに加え、専用の相談電話やメール・スマートフォンアプリを活用した相談などの方法を設け、子どもの意見表明の機会を確保する。
- ・子どもが意見を適切に表明することが困難な場合には、子どもが意見を表明しやすい伝え方等を支援するとともに、弁護士等の第三者が巡回して意見を聴取するなど、子どもの意見表明を支援する仕組みを構築する。

③子どもの意見の施策への反映

- ・社会的養護に関する施策や権利擁護に関する方策等を検討する際は、アンケートなどにより、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の意見を反映する。

## 2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

### (1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

#### (ア) 市町等の相談支援体制の整備に向けた支援・取組

##### 【目指す将来像】

- 支援を必要とする子どもや家庭ができるだけ早く発見され、必要な相談窓口につながり、児童虐待等を未然に防止できる支援体制が構築される。
- 全ての市町に「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」が設置され、地域における児童相談支援体制が充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が適切に行われる。
- 児童福祉施設等の社会資源の活用や母子生活支援施設の多機能化などにより、地域の養育支援メニューが充実し、支援を必要とする子どもや家庭のニーズに対応できる。

##### 【現状と課題】

- ・子育て世代包括支援センターの設置は29箇所。子ども家庭総合支援拠点の設置は12市（令和2年3月現在）。
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置にあたっては、設置要件となる専門職の確保、市町の規模により相談体制や予算措置に差があること等を理由に、設置が進んでいない。母子保健分野と児童福祉分野の連携にあたる組織改編、専門性の確保（人材育成）等が課題となっている。
- ・静岡県におけるショートステイ事業実施は12市、トワイライトステイ事業実施は2市、養育支援訪問事業実施は18市9町となっている。

##### 【今後の取組】

- ①市町の相談支援体制整備への支援
  - ・子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点のそれぞれの意義・機能について理解を深めることを目的とした研修会や個別ヒアリング等を行

- い、市町の実情にあった助言を行うなど全市町設置に向けた取組を促進する。
- ・子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点に従事する職員の資質向上に係る人材交流、研修会の開催をはじめ、児童福祉専門職の確保等の支援を行う。

## ②市町の支援メニューの充実

- ・児童福祉施設、里親等、既存の社会資源を活用し、ショートステイやトワイライトステイ事業の実施に向けて、技術的助言を行うなど、市町の取組を支援する。
- ・乳児院等多機能化推進事業（育児指導機能強化事業、産前・産後母子支援事業）等の活用により、要保護家庭・要支援家庭の母子分離しない支援（母子入所）、特定妊婦への支援、アフターケア体制の充実等、母子生活支援施設の多機能化を促進する。

## （イ）児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

### 【目指す将来像】

- 児童家庭支援センターの地域での養育相談支援機能が強化され、虐待相談の増加や、身近な地域での専門的な相談ニーズの高まりにも適切に対応できる。
- 児童相談所の補完的役割を果たす拠点である児童家庭支援センターが、各地域にバランスよく配置されている。

### 【現状と課題】

- ・児童家庭支援センターは、三島市、富士市、焼津市の県内3箇所に設置されているが、県内を網羅できる体制となっていない。
- ・各児童家庭支援センターは地域に根ざし、それぞれの専門性を活かした支援を行っているが、地域・家庭からの相談、里親等への支援の増加に対し、更なる機能の充実・強化が求められている。

### 【今後の取組】

#### ①児童家庭支援センターの機能強化

- ・市町の相談支援体制充実に向けた後方支援等の継続的な実施とともに、里親

## 《静岡県》

支援を一貫して行うフォスタリング機能を担う体制整備など、新たな機能強化のために必要な支援を行う。

### ②児童家庭支援センターの設置促進

- ・ 社会的養護、子育て支援への理解や知識があり、日頃相談援助業務を行っている NPO 法人や医療法人等、多様な民間団体への働きかけを通して、県内すべてに支援が行き届くよう新たな地域への児童家庭支援センターの設置を促進する。

## 2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

### (2) 一時保護改革に向けた取組

#### (ア) 一時保護された子どもの権利擁護

##### 【目指す将来像】

- 子どもの安全を確保し、適切な保護を行う一時保護においては、権利擁護の観点から必要最小限の保護期間とし、環境変化による不安定な状況を和らげるよう配慮されている。
- 自身の権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもが理解し、子どもの意見が適切に表明される仕組みがある。
- 学齢児以上の子どもに対しては、子どもの状況や特性、学力に配慮し、在籍校との緊密な連携による学習支援が行われ、子どもの学習権が保障される。

##### 【現状と課題】

- ・本県の一時保護所の平成30年度の平均在所日数は約24日であり、一層の一時保護期間の短縮化が求められる。
- ・一時保護される児童に対して、入所時に保護される権利及び制限される事項等を説明しているが、内容が記載され、かつ年齢に応じて理解できる冊子は作成されていない。
- ・一時保護所では、子どもの意見をくみ取るための意見箱が設置され、子どもの意見ができる限り実現されるよう配慮される必要がある。
- ・一時保護所では学習支援が行われているのに対し、児童養護施設等には学習支援員が配置されておらず、一時保護委託児童に対する学習支援体制を整備することが求められる。

**【今後の取組】**

①一時保護期間の短縮化

- ・子どもの権利が制限されることを最小限にするため、援助方針の決定を迅速化する。
- ・一時保護の目的に応じた各種診断を効率的に実施し、一時保護期間の短縮化を図る。

②権利擁護のための手法

- ・子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法を子どもが年齢に応じて理解できるよう冊子を作成するなどして取り組む。
- ・施設内で子どもの権利擁護が適切に図られるよう、第三者などによる定期的な評価の実施を目指す。

③学習権の保障

- ・安全が確保されている子どもは、原籍校への通学を前提に里親への一時保護委託を選択するよう努め、原籍校への通学が難しい子どもは、施設内での学習支援の充実を図る。
- ・特に、定期試験や入学試験を控えている場合は、日中、夜間帯も個別に学習する場所や時間を確保する。

**(イ) 一時保護の環境及び体制整備**

**【目指す将来像】**

- 安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境が整い、一人ひとりの子どもの状況に応じた一時保護が実施される。
- 一時保護委託が可能な里親、施設等が適切に確保され、一時保護件数の増加にも対応できる。
- 一時保護所には、子どもの特性を理解し、適切に支援するための高い専門性を持ち、アセスメントに必要な行動観察を的確に行うことができる技能を有する人材が配置される。



## 【現状と課題】

- ・一時保護所は、子ども間のトラブル防止等のため入所定員に満たない状況であっても受け入れができない場合がある。
- ・一時保護所で受け入れできない子どもは、施設や里親への一時保護委託により対応しているが、必要な行動観察ができないなどの課題がある。
- ・家庭的な養育環境の確保のためには、里親への一時保護委託が最適であるが、一時保護の受入が可能な里親（以下、「一時保護里親」という）が不足している。
- ・施設には一時保護専用施設が設置されていないため、居室や食堂等の保護児童の日常生活の場は措置児童と共用されており、処遇上の困難が生じている。
- ・子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握し、アセスメントに生かす行動観察を行う職員が不足している。また更なるスキルアップも必要である。

## 【今後の取組】

### ①里親等への一時保護委託の推進

- ・子どもにとってより良い養育環境を提供するため、子どもの状態や家族の状況、地域性等を勘案するとともに、入所児童への配慮等を踏まえ、里親や児童養護施設等への一時保護委託を推進し、受け入れ体制を確保する。さらに、一時保護の質を確保するため、児童相談所が委託先と緊密な連携を図るとともに必要な支援を行う。
- ・一時保護委託の推進に当たっては、子どもの権利擁護や一時保護に関する専門性の向上が図られるよう、一時保護里親や児童養護施設の職員等に対して、啓発等を行う。

### ②一時保護専用施設の整備への支援

- ・今後、児童養護施設等が小規模化や多機能化の取組を進める中で、一時保護専用施設を設置する意向が示された際には、施設整備のための必要な支援を行う。
- ・施設整備に当たっては、良好な家庭的養育環境を提供するとともに、入所児童にも十分に配慮するため、一時保護児童専用の居住空間や専任職員を確保する。

### ③一時保護所の体制強化

- ・一時保護される子どもの状況に応じた受入体制を確保するとともに、生活環境への配慮など児童の最善の利益を考慮した一時保護所の機能のあり方など、一時保護所の体制の強化を図る。

《静岡県》

- ・一時保護所に必要な知識や技能取得のための研修に加え、子どもの処遇や権利擁護に関する研修を行い、職員のさらなる資質向上に取り組む。

## 2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

### (3) 児童相談所の強化等に向けた取組

#### 【目指す将来像】

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)による職員配置基準を踏まえた、児童相談所における児童福祉司や児童心理司などの職員が計画的に配置され、充実した児童相談所の相談支援体制が整備される。
- 各種研修の充実や職場内でのスーパーバイザーの配置、キャリアデザインの明確化などが行われ、児童相談所職員に求められる業務の知識や技術を身につけた高い専門性を備えた人材が育成され、適時適切な対応ができる。
- 中核市の児童相談所及び一時保護所が、必要な人材の研修等の支援を受けて適正に設置される。

#### 【現状と課題】

- ・国が示した児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づいて児童福祉司の増員が図られ、法的機能強化として非常勤の弁護士が配置されている。
- ・法定研修である児童福祉司任用前講習会・任用後研修のほか、経験や職位に応じたステップアップのための研修を子どもの虹情報研修センター等外部機関を活用して行っている。
- ・一層の知識や技術の取得を図るため、全国各地で開催される専門研修に積極的に職員を参加させる取組を行っている。
- ・福祉専門職として採用された職員に対しては、CDP(キャリアディベロップメントプログラム)に基づいて本人の希望や適性等を考慮して最も能力が発揮される業務に配属される仕組みを整えている。
- ・人材確保に向けて、大学生を対象にした児童相談所や施設におけるインターンシップや職場見学会を開催しているが、近年の児童福祉司増員や児童相談所新設の動向により、必要な人材の確保が懸念される。
- ・現在、県内に中核市はない。

**【今後の取組】**

①児童相談所の相談支援体制の強化

- ・児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づいて、児童福祉司、児童心理司などの増員を図るとともに、里親支援、市町支援のための専任職員の配置を進める。
- ・親権停止など法律に関する専門的な知識を必要とする事案に対応するため、弁護士を配置する他、相談支援体制を整備し、専門的知見を活かした法的対応力の強化を図る。
- ・児童相談所の情報管理システムを県警本部に設置するなど、迅速かつ適切な情報共有を行うとともに、警察 OB の配置や現役警察官の派遣等により、一層の連携強化を図る。

②専門性を備えた人材の育成・確保

- ・法定研修、専門研修の充実を図り、CDPに沿って児童相談所職員の専門性や質の向上について継続的に取り組んでいく。
- ・平成30年7月に策定した「健康福祉部選考職の専門性向上のためのキャリアプラン」等を活用し、職員個々のキャリア形成を支援していく。
- ・回数や内容を工夫するなどしてインターンシップや職場見学会の充実を図るとともに、学生への参加や職員採用試験の受験を積極的に働きかけていく。

③中核市への支援

- ・中核市が、児童相談所を設置する意向がある場合は、人材の派遣や実務研修の受入れ等を通じて可能な限り支援を行っていく。

## 2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

### (4) 関係機関との連携強化に向けた取組

#### 【目指す将来像】

- 児童相談所、市町、教育委員会、警察、医療機関その他の関係機関との連携が強化され、児童虐待の予防、早期発見、早期対応が進む。
- 市町の要保護児童対策地域協議会において、市町、学校などの関係機関が情報共有を図り、支援の進捗管理を行うことにより、虐待を受けた子どもとその家族への支援が促進される。
- 各市町に子ども家庭総合支援拠点が設置され、子どもや家庭に対する相談体制が充実する。
- 広域的ネットワークの整備が進み、転居した場合にも、市町間で児童虐待への対応の遅れを防ぐための情報共有が行われる。
- 虐待を受けた子どもや保護者に対する医療的ケアの重要性の理解が進み、地域の医療機関との協力、連携体制の充実による適切な対応ができる。
- NPO法人などの民間団体の活用・連携が進み、泣き声通告への対応など役割に応じた家庭支援が可能となる。

#### 【現状と課題】

- ・要保護児童対策地域協議会は全市町に設置されているが、「子ども家庭総合支援拠点」は、令和2年3月時点で12市での設置に留まっている。
- ・市町間で転居した場合など、情報伝達を密にするため市町要保護児童対策地域協議会をつなぐ広域ネットワークの形成が必要である。
- ・病院や小児科、歯科医院などの診察の際、子どもの虐待に気づき、児童相談所への通告につながるよう、医療関係者向けの研修を実施している。
- ・子どもの安全を確認するため家屋へ立入ることを想定した警察との合同研修や児童虐待情報の全件共有等を行うなど、警察との連携を強化している。
- ・児童虐待に直接的に対応する機関は、児童相談所、市町、警察など公的機関

## 《静岡県》

が中心となっており、今後は増加する児童虐待に対し民間団体の活用が必要である。

### 【今後の取組】

#### ①警察や医療機関等との連携強化

- ・警察との協定や連絡基準による連携方策を関係者が理解するとともに、合同研修による虐待対応への初動態勢の点検、要保護児童対策地域協議会における児童虐待情報の全件共有などを実施し、速やかな対応を行う体制を確保する。
- ・警察官 OB の配置や現役警察官の児童相談所への派遣などにより一層の相互理解と連携強化を行う。
- ・医療機関における児童虐待の早期発見や通報経路の確保のため、医療従事者向けの研修を継続するとともに、他県の事例を参考にしながら、協力基幹病院など、それぞれの地域において医療機関とスムーズな連携を可能にするシステムづくりを行っていく。
- ・子どもの権利擁護に関する普及啓発や支える仕組みづくりについて、弁護士会との連携を進めていく。

#### ②市町要保護児童対策地域協議会をつなぐ広域ネットワークの形成

- ・児童虐待への取組みや支援の共通化を図るとともに、市町間で転居した場合などの情報提供や共有を行い、必要な対応や支援が遅れることなく実施されよう広域ネットワークの形成を行っていく。

#### ③児童虐待予防の推進

- ・児童虐待の発生、予防に対する機運を高めるため、静岡県児童養護施設協議会等関係機関・団体と連携し、街頭キャンペーンなどの普及啓発活動を行っていく。
- ・改正児童虐待防止法等に合わせ、しつけの際の体罰禁止に関する啓発や再発防止のための保護者支援プログラムの導入を行う。

#### ④民間団体との新たな連携づくりの推進

- ・増加する児童虐待相談のうち、泣き声通告への対応など NPO 法人など民間機関による対応が可能と思われるものについて新たな連携づくりを進めていく。

### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進

#### (1) 里親等への委託の推進に向けた取組

##### 【目指す将来像】

- 里親制度について、社会的認知度が向上し、里親登録者が増加することにより、家庭における養育環境と同様の養育環境の受け皿が確保される。
- 代替養育が望ましい子どもの里親やファミリーホームへの委託が進み、子どもの状況に合った養育環境が提供される。
- 里親への包括支援（フォスタリング）や、関係機関との連携強化による支援体制の充実が図られ、質の高い養育支援が提供される。

##### 【現状と課題】

- ・平成 31 年 3 月末時点で、里親登録者数は 306 組である。
- ・県政インターネットモニターアンケート調査によると「里親を知っていた」と答えた割合は 56.3%と、里親の認知度は高くない。
- ・子どもを委託中の里親数は、77 組と全登録里親の 1/4 である。
- ・子どもの性別や年齢、委託期間等と里親の希望等が合わないため、委託が進まない。
- ・登録後の里親に対して、スキルアップ研修、未委託里親研修を行なっている。また、県内各地域では、里親組織による里親サロンなど自主的な相互交流が様々な形で行われている。
- ・平成 29 年度から里親支援業務の一部を、社会福祉法人が設置した 3 か所の児童家庭支援センターに委託している。児童家庭支援センターには専任の里親等訪問支援員と心理訪問支援員が配置され、里親制度及び養子縁組制度の普及啓発から、里親等への研修及び訪問支援など、地域における里親支援拠点の役割も担っている。

**【今後の取組】**

①里親制度の普及啓発、登録の促進

- ・里親制度の周知のため、TV、インターネット等、様々な広報媒体を活用した広報啓発活動を積極的に行う。
- ・市町の協力を得ながら里親相談会やセミナー等を開催し、県民の里親制度への理解や関心を高め、新たな里親登録を推進する。

②里親のスキルアップの支援

- ・子どもとの関わり方等について、登録前後及び委託前後の研修の充実に取り組みとともに、児童家庭支援センター等が里親のトライ&エラーを支え、里親の経験値を高める。
- ・未委託里親に対する研修の充実に取り組み、スキルアップ支援を図る。

③児童相談所と民間機関の連携等

- ・地域の実情に応じて、児童相談所や児童家庭支援センター、地区里親会等が役割分担、協働しながら、里親支援業務を実施していく。
- ・民間企業や児童福祉施設と連携し、里親制度への理解や里親新規開拓に取り組みとともに、里親の登録からマッチング、支援までを一貫して担うフォostering機関による包括的支援体制の構築を目指す。

④児童相談所の里親支援体制の強化

- ・里親支援を専任とする職員配置を進め、児童相談所における里親支援体制を強化する。



### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進

#### (2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

##### 【目指す将来像】

- 県民に特別養子縁組制度に関する理解が進み、特別養子縁組等が社会的養護が必要な子どもにとって重要な選択肢のひとつとして認識され、より活用される。
- 乳幼児の代替養育を担う乳児院、医療機関、子育て世代包括支援センター等の関係機関と緊密に連携を図りながら、特別養子縁組等が活用され、児童にとって最適な支援につながる。
- 特別養子縁組の対象となる子どもが安心・安全な環境で暮らすことができ、子どもの権利が適切に守られている。

##### 【現状と課題】

- ・静岡県では、児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数は、平成30年度10人であった。
- ・現在県内に民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に基づく許可を受けた民間あっせん機関はない。
- ・児童相談所が関与した特別養子縁組に関しては、児童相談所を中心に関係機関が事情を配慮しながら支援を行う一方で、他県の民間あっせん機関が関与した特別養子縁組に関しては、支援のネットワークが薄い。
- ・児童相談所が関与した特別養子縁組であっても、特別養子縁組が成立し、里親登録を削除し、里親会を退会すると、児童相談所との関係が途絶え、継続的な支援が困難となる。なお、里親から真実告知などの相談があった場合には、児童相談所で受理して対応している。
- ・特別養子縁組の年齢要件が上がったため、今後新生児、乳幼児でない子どもの特別養子縁組が増える可能性がある。年齢が上がった時期での特別養子縁組成立においては、関係構築、子どもへの対応に配慮が必要な事例が多くなることが想定される。

**【今後の取組】**

①特別養子縁組制度の普及啓発

- ・TV、インターネット等様々な広報媒体を活用して特別養子縁組制度について、積極的に情報発信し、普及啓発を図る。
- ・児童相談所も相談窓口となりえる旨周知を図り、児童相談所を通じた特別養子縁組制度、里親制度の利用に繋げる。

②医療機関との連携促進

- ・産科医療機関に対して、児童相談所で特別養子縁組等の相談を受け付けることが可能である旨周知する。
- ・実親が養育できない新生児等を円滑に特別養子縁組等に結びつけるため、県内各地域に児童相談所と医療機関、市町母子保健機関等によるネットワークを構築する。

③良好な養育環境の確保

- ・児童相談所は、里子から養子に移行する場合であっても、民間あっせん機関を通じた縁組であっても、子どもの最善の利益が図られるよう関係機関と連携して必要な調査及び支援を行っていく。
- ・民間あっせん機関を通じた縁組にあっては、民間あっせん機関との連携を密にして子どもの良好な養育環境の確保に努めていく。

④民間あっせん機関との連携

- ・静岡県内において民間あっせん機関が認可された際には、「養子縁組民間あっせん機関助成事業」を活用した研修参加を促すとともに、第三者評価受審を働きかける。

### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進

#### (3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

##### (ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

###### 【目指す将来像】

- 乳児院及び児童養護施設が、小規模かつ地域分散化した地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの形態となり、「できる限り良好な家庭的環境」が整備される。
- 措置された子どもや保護者に対して、施設による短期間での質の高い養育や支援が集中的に提供され（高機能化）、子どもや保護者の安定や自立が促され、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等につながる。
- 専門性の高い職員が配置されるとともに、職員間の連携強化による継続的・安定的な養育が行われ、養育の質が向上する。

###### 【現状と課題】

- ・県の地域小規模児童養護施設は2箇所。（令和2年3月時点）
- ・分園型小規模グループケア施設はなし。（令和2年3月時点）
- ・児童養護施設等における小規模かつ地域分散化については、各施設が計画を策定し、実施に向けた取組を進めているが、小規模グループによる子どもの養育や施設の小規模化に伴う整備費の確保、運営手法の確立等が課題として挙げられている。
- ・児童養護施設等の高機能化に当たっては、質の高い養育を集中的に提供するため、職員の増員及び資質向上が求められる。

###### 【今後の取組】

###### ①施設整備、職員配置

- ・児童養護施設等における小規模かつ地域分散化に伴い、各施設の状況を把握しながら、施設整備や職員配置などに対して必要な支援を実施する。
- ・特に、困難な課題を抱え、ケアニーズが非常に高い子どもに対しては、多様な専門職による集中的なケアを行う養育体制の充実を図る。

## 《静岡県》

### ②職員の育成

- ・子どもの養育に関する幅広い知識の取得が可能となる研修の開催などにより、職員の育成や資質向上を支援する。

## (イ) 多機能化・機能転換

### 【目指す将来像】

- 乳児院や児童養護施設において、一時保護委託の受入や里親支援、在宅支援の充実化等、施設の多機能化・機能転換が図られることにより、これまで培ってきた子どもの養育の専門性が地域社会における貴重な資源として活用される。
- 一時保護専用施設に専任職員が配置される等、一時保護委託の受入体制が整備され、児童の権利擁護の観点から、安全が確保された開放的環境で一時保護が行われる。
- 里親を包括的に支援するフォスタリング機関が設置され、地域における里親支援体制が強化されることにより、里親委託の推進につながる。
- 児童養護施設等において、児童相談所や市町等の関係機関と連携することにより、児童の養育に関する相談・助言やショートステイ事業等の在宅支援の取組が充実する。

### 【現状と課題】

- ・現在、県内の児童養護施設等には一時保護専用施設は設置されていないが、相当数の一時保護を受託しており、措置児童との処遇上の区別が課題となっている。
- ・児童養護施設等には、里親支援専門相談員が配置され、里親希望者に対する実地研修を実施している。

### 【今後の取組】

- ①一時保護委託の受入体制の整備
  - ・児童養護施設等が小規模化や多機能化の取組を進める中で、一時保護専用施設を設置する意思が示された際には、施設整備のために必要な支援を行う。
- ②里親支援機能の強化、在宅支援の強化
  - ・児童家庭支援センターの新設など里親支援や在宅支援機能の充実に向けた取組が行われる場合は、地域の実情を踏まえ、積極的に支援する。

## ●参考（各施設の計画数値の積上げ）

《静岡県》

## 【児童養護施設・乳児院】

(単位：施設、人、箇所 年度末現在)

各年度		H30(2018)	R6(2024)	R11(2029)
児童養護施設及び乳児院	施設数	10	10	9
	本体施設定員数	405	234	118
	分園型小規模グループケア・ 地域小規模児童養護施設定員数	12	82	112
	定員合計	417	316	230

## 4. 子どもの自立支援の推進

### (1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

#### 【目指す将来像】

- 施設や里親に措置されている子どもに対し、措置中から就労や進学に向けた住居や経済的な問題なども含めた相談支援が行われ、希望に沿った自立ができる。
- 措置解除後も、必要に応じた生活相談や就労相談、居住支援や生活支援など、継続的な支援により子どもが安心して生活を送ることができる。
- 自立に向けた中間ステップとしての自立援助ホームの設置が促進され、退所後にも安全で温かい生活場所が確保される。

#### 【現状と課題】

- ・児童養護施設等への入所措置が解除された者等のうち、自立のための支援が必要と認められる者に対して、平成 29 年度から「社会的養護自立支援事業(継続支援計画の策定、生活相談・就労相談)」による支援を実施している。
- ・高度な知識や技術、実学等を身につけるために大学や各種学校等へ進学を希望する入所児童等に対しては、平成 27 年度から「施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業」により、生活費を援助する修学支援を行っている。
- ・入所措置が解除された者等に対しては、平成 28 年度から「こどもの自立支援資金貸付事業」により、家賃相当額や生活費の貸付を行い、自立に向けて安定した生活基盤を築くための支援を行っている。
- ・子どもの意識アンケート結果からは、自立後も生活面や金銭面において、継続して支援が受けられる体制を望む意見が多かった。
- ・義務教育を終了した者で入所措置が解除された者等の自立を支援する自立援助ホームは、県内に 4 施設（東部 2 施設、西部 2 施設）設置されている。

**【今後の取組】**

① 社会的養護自立支援事業等の活用促進

- ・社会的養護自立支援事業や施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業、こどもの自立支援資金貸付事業について、児童養護施設、里親等関係機関に対し、広く情報提供等を行い、一層の制度の活用を促進する。
- ・退所した子ども等が自立困難になった際、在籍していた施設や里親が生活の場を提供しながら、再就労など自立に向けた支援を行う施設等の実家的機能を利用する制度についても、併せて一層の制度の活用を図っていく。

② 自立援助ホームの設置促進

- ・自立援助ホームについては、施設の必要性は非常に高いことから、県内で施設が未設置の伊豆・富士・中部地域への設置を促進していく。

## ○管理指標

「社会的養育の推進に向けた取組」について、実施状況を把握するとともに、計画の着実な実現に向けて取り組むための指標を設定する。

項 目	現状値(2019)	目標値(2029)
<b>1.子どもの権利擁護の推進</b>		
(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組		
指標：子どもの権利ノートの配付率（措置・委託児童のうち学齢児以上）	100%	100%
<b>2.子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進</b>		
(1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組		
指標：子育て世代包括支援センターの実施数	35箇所 (2018)	43箇所 (2021)
指標：子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	12市	全市町 (2021)
指標：児童家庭支援センター設置数	3箇所	5箇所
(2) 一時保護改革に向けた取組		
指標：一時保護所における一時保護期間の平均日数	24.6日 (2018)	14日
(3) 児童相談所の強化等に向けた取組		
指標：児童福祉司の配置数	58人	83人 (2022)
指標：児童心理司の配置数	23人	42人 (2024)
<b>3.家庭と同様の環境における養育の推進</b>		
(1) 里親等への委託の推進に向けた取組		
指標：里親登録者数（新規・委託子ども数）	306組	450組
指標：里親不調数	11人 (2018)	0人
(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組		
指標：児童相談所での特別養子縁組成立件数	10組	20組
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組		
指標：小規模化等された施設の定員数	12人	112人
<b>4.子どもの自立支援の推進</b>		
(1) 社会的養育自立支援の推進に向けた取組		
指標：措置児童の大学等進学率	59.3% (2017)	73.8% (2024)



## 第5章 社会的養育の推進に向けた取組

### 《 静 岡 市 》



静岡市は、持続可能な開発目標（SDGs）の推進に取り組んでいます。

## 1. 子どもの権利擁護の推進

### (1) 当事者である子どもの権利擁護の取組

#### 【目指す将来像】

- 子ども自身や養育者が、子どもの権利を理解し、子どもが丁寧な説明を受け、子どもが意見を表明できる最適な養育環境が提供される。
- 意見を表現することが困難な子どもが、適切な第三者(アドボケーター)による支援を受け、子どもが意見を表明できる仕組みが実現する。
- 子どもの意見が反映された施策が実施される。

#### 【現状と課題】

- ・入所措置（委託）児童に対し「子どもの権利ノート」を用いて子どもの権利に関する説明や、施設内に意見箱等を設置しているが、より一層、子どもが意見や苦情を発しやすい環境づくりが必要である。
- ・里親委託児童に対しては、現状口頭で権利に関する説明を行っているが、里親委託児童専用の「子どもの権利ノート」が求められている。
- ・平成 28 年児童福祉法等の改正により示された、児童福祉審議会が子どもや関係機関から直接苦情を受け付ける仕組みは、現在、国において調査・研究が行われており、その動向を注視する必要がある。
- ・子どもの意見表明権を保障するために、普段相談する人以外に相談したい場合の方法である適切な第三者による支援(アドボケイト制度)に関して、当事者である子どもはもちろん、社会や支援者への普及が必要である。

#### 【今後の取組】

- ①子どもの権利擁護の意識啓発
  - ・子ども自身や支援者等に対し、子どもの意見表明権等、子どもの権利擁護に関する情報提供や研修等を行い、意識啓発を図る。
  - ・現在活用している「子ども権利のノート」を見直し、子どもの理解力や措置の形態に応じたものを作成する。

②子どもの意見表明を支える仕組みづくり

- ・施設や里親で生活している子どもが、意見等を言いやすい仕組みづくりのため、意見箱などの従来の方法に加え、専用の相談電話やメール・スマートフォンアプリを活用した相談などの方法も検討していく。
- ・適切な第三者が施設等に訪問するなど、子どもの意見表明を支援していく仕組みを検討する。

③当事者意見の施策への反映

- ・社会的養護や権利擁護に関する施策・方策を検討する際には、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の意見をアンケート調査等により確認し、施策へ反映していく。

## 2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

### (1) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

#### (ア) 相談支援体制の整備に向けた支援・取組

##### 【目指す将来像】

- 支援を必要とする子どもや家庭ができるだけ早く発見され、必要な相談窓口につながり、児童虐待等を未然に防止できる体制が構築される。
- 「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」が設置され、児童相談支援体制が充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が適切に行われる。
- 児童福祉施設等の社会資源の活用や母子生活支援施設の多機能化などにより、養育支援メニューが充実し、支援を必要とする子どもや家庭のニーズに対応できる。

##### 【現状と課題】

- ・子育て世代包括支援センターの設置は市内3箇所。子ども家庭総合支援拠点は未設置（令和2年3月現在）。
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置にあたっては、母子保健分野と児童福祉分野の連携に向けた組織改編や役割分担の整理、設置要件である専門職の確保及び人材育成が課題となっている。
- ・児童養護施設等と連携し、ショートステイ事業を行っている。
- ・養育支援訪問事業を実施し、子育て世帯に対する支援を行っている。

##### 【今後の取組】

#### ①相談支援体制の整備

- ・令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点を設置するにあたり、母子保健分野と児童福祉分野の連携に向けた組織改編や役割分担の整理等を検討し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。
- ・児童相談支援体制の充実を図るため、子育て世代包括支援センター、子ども

家庭支援を行う福祉事務所に従事する職員を対象に人材の育成及び専門性の向上を目的とした研修会等を開催する。

## ②支援メニューの充実

- ・ 児童福祉施設、里親等、既存の社会資源を活用し、ショートステイ事業や子育て世帯に対する支援メニューをより充実させ、子育てを支える体制の構築を進めていく。
- ・ 乳児院等多機能化推進事業等の活用により、要保護家庭・要支援家庭・特定妊婦に対する母子分離を前提としない支援（母子入所）等、児童入所施設における支援の充実を検討していく。
- ・ 子育て世代包括支援センターや今後設置予定の子ども家庭総合支援拠点等を活用し、養育支援訪問事業の充実を図る。

## （イ）児童家庭支援センターの設置検討

### 【目指す将来像】

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や、児童の福祉に関する相談援助が適正に行われている。
- 要保護児童等への適切な支援を図るために必要な情報の交換や協議等、関係機関同士の連携がなされている。

### 【現状と課題】

- ・ 児童家庭支援センターは未設置

### 【今後の取組】

## ①児童家庭支援センターの設置検討

- ・ 令和4年度までに設置予定の子ども家庭総合支援拠点との役割分担を整理した上で、児童家庭支援センターの設置について検討を行う。

## 2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

### (2) 一時保護改革に向けた取組

#### (ア) 一時保護された子どもの権利擁護

##### 【目指す将来像】

- 子どもの安全を確保し、適切な保護を行う一時保護においては、権利擁護の観点から必要最小限の保護期間とし、環境変化による不安定な状況を和らげるよう配慮されている。
- 自身の権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもが理解するとともに、子どもが意見を適切に表明できる仕組みがある。
- 学齢児以上の子どもに対しては、子どもの状況や特性、学力に配慮し、在籍校との緊密な連携による学習支援が行われ、子どもの学習権が保障される。

##### 【現状と課題】

- ・本市の一時保護所の平均在所日数は約 28 日であり、一層の一時保護期間の短縮化が求められる。
- ・子どもに対しては、一時保護所入所時に保護される権利及び制限される事項等を説明しているが、まだまだ十分とは言えない。
- ・一時保護所では、子どもの意見をくみ取るための意見箱が設置され、子どもの意見ができる限り実現されるよう配慮している。
- ・一時保護所では、学習支援が行われているのに対し、児童養護施設等には学習支援員が配置されておらず、一時保護委託児童に対する学習支援体制を整備することが求められる。

##### 【今後の取組】

- ①一時保護期間の短縮化
  - ・子どもの権利が制限されることを最小限とするため、援助方針の決定を迅速

化するとともに、一時保護の目的に応じた各種診断を効率的に実施し、一時保護期間の短縮化を図る。

### ②権利擁護のための手法

- ・一時保護児童が擁護される権利や制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法を常に確認できるよう、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子の作成・配布を検討する。
- ・施設内で子どもの権利擁護が適切に図られるよう、第三者などによる定期的な評価の実施を目指す。

### ③学習権の保障

- ・原籍校への通学が難しい子どもについては、施設内の学習支援の充実を図る。
- ・特に、定期試験や入学試験を控えている場合は、日中、夜間帯も個別に学習する場所や時間を確保する。

## (イ) 一時保護の環境及び体制整備

### 【目指す将来像】

- 安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境が整い、一人ひとりの子どもの状況に応じた一時保護が実施される。
- 子どもの安全確保やアセスメント、入所児童への配慮等を踏まえた、適切な一時保護を実施することができる。
- 一時保護委託が可能な里親、施設が適切に確保され、一時保護件数の増加にも対応ができる。
- 一時保護所には、子どもの特性を理解し、適切に支援するための高い専門性を持ち、アセスメントに必要な行動観察を的確に行うことができる技能を有する人材が配置される。

### 【現状と課題】

- ・一時保護所で受け入れができない場合は、施設や里親への一時保護委託により対応している。
- ・緊急一時保護の増加に伴い、アセスメントのための計画的な一時保護の実施が難しい。

## 《静岡市》

- ・一時保護の受入が可能な里親が不足している。
- ・施設への一時保護を委託する場合には、国の通知により措置による入所児童と居室や食堂等の日常生活の場は共用しないことが望ましいとされるが、共用される場合もあり、措置入所児童も含め、子どもの生活に影響が出る可能性がある。

### 【今後の取組】

#### ①一時保護委託の推進

- ・子どもの安全が保障され、子ども自身の状況が安定している場合は、里親や児童養護施設への一時保護委託を推進する。
- ・里親への一時保護委託は、子どもが居住する地域の里親へ委託することで、原籍校への通学が可能となる等、利点が多いことから、各校区にバランスよく里親を配置できるよう、里親支援センターなどの関係機関と連携して一時保護受入里親数の増加に向けた取組を行う。

#### ②一時保護専用施設の整備

- ・児童養護施設等が小規模化や多機能化の取組を進める中で、一時保護専用施設を設置する意向が示された際には、施設整備等のための必要な支援について検討を行う。

#### ③一時保護担当職員の資質向上

- ・処遇困難な児童の一時保護増加に対応するため、一時保護担当職員に対し、子どもの処遇や権利擁護等に関する研修を行うなど、職員の更なる資質向上に取り組む。



## 2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

### (3) 児童相談所の強化等に向けた取組

#### 【目指す将来像】

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(以下、「新プラン」という。)による職員配置基準を踏まえた、児童相談所における児童福祉司や児童心理司などの職員が計画的に配置され、充実した児童相談所の相談支援体制が整備される。
- 各種研修の充実や職場内でのスーパーバイザーの配置、キャリアデザインの明確化などが行われ、児童相談所職員に求められる業務の知識や技術を身につけた高い専門性を備えた人材が育成され、適時適切な対応ができる。

#### 【現状と課題】

- ・新プランに基づく人員配置に取り組み、法的機能強化として嘱託弁護士を配置している。
- ・人材育成として、平成 28 年度児童福祉法等の改正により新たに義務付けられた「児童福祉司任用前講習会」などを静岡県、浜松市とともに実施しているほか、児童福祉司 SV 研修や児童相談所長研修など、所内外における研修機会も確保している。
- ・研修の受講管理や専門職(福祉、心理、精神)のキャリアデザインが確立されていない。
- ・人材確保については、今後、特別区や中核市での児童相談所の新設により、児童福祉司・児童心理司の確保が困難になる可能性がある。
- ・増加する児童虐待に適切に対応するため、児童相談所と関係機関との連携をより一層強化する必要がある。
- ・虐待の発生予防や再発防止に向けた保護者支援を充実させる必要がある。

#### 【今後の取組】

- ①児童相談所の体制強化
  - ・児童福祉法による配置基準や児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラ

## 《静岡市》

- ン)に基づき、児童福祉司、児童心理司の適切な配置に取り組む。
- ・専門性の高い職員を育成するため、体系的な研修計画を策定し受講管理を行う。
  - ・親権停止など法律に関する専門的な知識を要する事案に対応するため、弁護士等の専門的知見を活かし、法的対応力の強化を図る。
- ②中核市・特別区の児童相談所設置への協力
- ・児童相談所の設置を計画する中核市・特別区から職員派遣（実務研修）の要請があった場合、できる限り受入れを行う。
- ③関係機関との連携強化
- ・児童虐待情報の全件について、要保護児童対策地域協議会において全構成機関との情報共有を図る。
  - ・関係機関が開催する児童虐待に関する研修に積極的に参加する。
  - ・虐待の発生予防や再発を防止するため、関係機関と連携を図り、保護者支援に向けたより一層の取組を行う。

### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進

#### (1) 里親等への委託の推進に向けた取組

##### 【目指す将来像】

- 里親制度について、社会的認知度が向上し、里親登録者が増加することにより、家庭における養育環境と同様の養育環境の受け皿が確保される。
- 里親による代替養育が望ましい子ども全てが里親に委託されている。
- 里親への包括支援（フォスタリング）や、関係機関との連携強化による支援体制が充実し、質の高い養育支援が提供される。

##### 【現状と課題】

- ・本市では、里親への包括支援（フォスタリング）を見据え、平成 23 年度から里親支援業務の一部を、平成 25 年度からは業務の全般を NPO 法人「静岡市里親家庭支援センター」（以下「里親家庭支援センター」という。）に委託している。
- ・里親の希望と子どもの性別や年齢等がマッチしないために里親委託ができない場合がある。
- ・養育里親研修、専門里親研修、養子縁組里親研修などの法定研修のほか、スキルアップ研修や未委託里親向けの研修など独自の研修を、里親家庭支援センターに委託している。
- ・里親委託解除後の里親への支援は、里親家庭支援センターに委託して行っている。

##### 【今後の取組】

- ① 児童相談所と里親家庭支援センターとの連携強化
  - ・里親委託を推進するため、里親家庭支援センター等、里親支援機関との連携をより強化していく。
- ② 里親制度の普及促進、登録の促進
  - ・様々な広報媒体を通じた広報啓発活動を引き続き積極的に行っていく。

## 《静岡市》

- ・ 広く里親制度を周知するだけでなく、ターゲット層を絞った戦略的な広報啓発活動により登録里親数を増やし、複数の候補者の中からマッチングができるようにする。

### ③里親のスキルアップの支援と児童相談所による支援

- ・ 今後、被虐待経験のある児童や障害のある児童の委託が増加することから、里親への研修や里親支援体制の充実を図る。
- ・ 里親委託が不調に陥らないために、児童相談所によるマッチングやケースワークにおいて、より丁寧な支援のあり方を検討する。また、里親委託が不調となった場合には、不調に至った経緯や要因等を関係者で振り返るとともに、里親、子どもの喪失感へ寄り添う支援を行う。
- ・ 乳児の里親委託を考える際には、乳児院への短期的措置を経ることを考慮する。

### ④児童相談所の里親支援体制の強化

- ・ 児童相談所に里親支援を専任とする職員を配置するなど、里親支援体制の強化を検討する。

### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進

#### (2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

##### 【目指す将来像】

- 市民に特別養子縁組制度に関する理解が進み、特別養子縁組等が、社会的養護が必要な子どもたちにとって重要な選択肢のひとつとして認識され、より活用される。
- 乳幼児の代替養育を担う乳児院、医療機関、子育て世代包括支援センター等の関係機関と緊密に連携を図りながら、特別養子縁組制度等が活用され、児童にとって最適な支援につながる。
- 特別養子縁組の対象となる子どもが安心・安全な環境で暮らすことができ、子どもの権利が適切に守られている。

##### 【現状と課題】

- ・現在静岡市内に養子縁組を行う民間あっせん機関はない。
- ・児童相談所が関与した特別養子縁組に関しては、児童相談所を中心に関係機関が事情を配慮しながら支援を行う一方で、市外の民間あっせん機関が関与した特別養子縁組に関してはその情報が入ってこないことから、その後の支援を十分に行うことができないことがある。
- ・特別養子縁組制度についての認知度が低い。

##### 【今後の取組】

- ①児童相談所における特別養子縁組に関する相談支援体制の構築
  - ・児童相談所が中心となり、各区福祉事務所や子育て世代包括支援センター等相談機関と連携し、制度の周知を図るとともに、特別養子縁組に関する相談支援体制を構築する。
  - ・また、市外の民間あっせん機関から市内の養親希望者に子どもが預けられた場合の関係機関との連携や適切な情報提供、相談支援を行うための体制整備を行う。
  - ・児童相談に係る関係機関職員に対し、真実告知など、特に配慮すべき事項の

《静岡市》

取り扱いなどについて情報提供を行い、特別養子縁組に係る知識の向上を図る。

②民間あっせん機関に対する支援

- ・民間あっせん機関に対しては、国の補助事業により研修参加や第三者評価受審を促し、資質向上を図る。

### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進

#### (3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

##### (ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

###### 【目指す将来像】

- 乳児院及び児童養護施設が小規模化かつ地域分散化した地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの形態となり、「できる限り良好な家庭的環境」が整備される。
- 措置された子どもや保護者に対して、施設による短期間での質の高い養育や支援が集中的に提供され（高機能化）、子どもや保護者の安定や自立が促され、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等につながる。
- 専門性の高い職員が配置されるとともに、職員間の連携強化による継続的・安定的な養育が行われ、養育の質が向上する。

###### 【現状と課題】

- ・地域小規模児童養護施設は1か所、分園型小規模グループケア施設はなし。
- ・児童養護施設等における小規模化かつ地域分散化については、各施設が計画を策定し、実施に向けた取組を進めているが、小規模グループによる子どもの養育や施設の小規模化に伴う整備費の確保、運営手法の確立等が課題として挙げられている。
- ・質の高い養育を提供するため、施設職員の資質向上が求められ、これまで以上に研修等による人材育成が必要となる。

###### 【今後の取組】

###### ①施設整備

- ・児童養護施設等における小規模化かつ地域分散化を進めるため、各施設の状況を把握した上で、施設整備等のための必要な支援について検討を行う。

###### ②職員の育成

- ・子どもの養育に関する幅広い知識の取得が可能となる研修の開催など、施設

職員の人材育成や資質向上を支援する。

## （イ）多機能化・機能転換

### 【目指す将来像】

- 乳児院や児童養護施設において、一時保護委託の受入れや里親支援、在宅支援の充実など、施設の多機能化・機能転換が図られることにより、これまで培ってきた子どもの養育の専門性が地域社会における貴重な資源として活用される。
- 一時保護専用施設に専任職員が配置されるなど、一時保護委託の受入体制が整備され、児童の権利擁護の観点から、安全が確保された開放的環境で一時保護が行われる。
- 児童養護施設等において、児童相談所や市区町村等の関係機関と連携し、児童の養育に関する相談・助言やショートステイ事業などの在宅支援の取組が充実する。

### 【現状と課題】

- ・児童養護施設等の多機能化として、これまで市と施設が連携して、社会的養育を必要とする子どもの支援だけでなく、ショートステイなど地域に開かれた子育てを支える取組みを進めている。
- ・児童相談所一時保護所での保護が難しい場合があり、一時保護委託先を探すことに苦慮する場合がある。
- ・ショートステイについて、利用可能な状況ではないことがある。

### 【今後の取組】

- ①一時保護委託の受入態勢の整備
  - ・児童養護施設の多機能化、機能転換の取組を進める中で、一時保護専用施設を設置する意思が示された際には、施設整備のために必要な支援について検討を行う。
- ②在宅支援の充実
  - ・ショートステイの受入体制の拡大を図るため、専用居室の整備のために必要な支援について検討を行う。



## ●参考（各施設の計画数値の積上げ）

《静岡市》

## 【児童養護施設・乳児院】

(単位：施設、人、箇所 年度末時点)

各年度		H30(2018)	R6(2024)	R11(2029)
児童養護施設及び乳児院	施設数	2	2	2
	本体施設定員数	95	52	35
	分園型小規模グループケア・ 地域小規模児童養護施設定員数	6	30	30
	定員合計	101	82	65

## 4. 子どもの自立支援の推進

### (1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

#### 【目指す将来像】

- 施設や里親に措置されている子どもに対し、措置中から就労や進学に向けた住居や経済的な問題なども含めた相談支援が行われ、希望に沿った自立ができる。
- 措置解除後も、必要に応じた生活相談や就労相談、居住支援や生活支援など、継続的な支援により子どもが安心して生活を送ることができる。
- 自立に向けた中間ステップとしての自立援助ホームの設置が促進され、退所後にも安全で温かい生活場所が確保される。

#### 【現状と課題】

- ・平成 27 年度から、児童養護施設や里親等に措置されている子どもに対して、就職に必要とされる運転免許の取得費用、転居費用、大学等の入学費用などの費用を援助している。
- ・平成 30 年度から、里親や児童養護施設等の措置を年齢到達により解除した者に対して原則 22 歳まで、個々の状況に応じて生活相談支援事業を実施している。
- ・「施設退所後、里親委託解除後」の支援に関する子どもの意識アンケート結果では、「生活していて困ったことの相談」、「学費や生活費の相談」、「人間関係や仕事上のトラブルに関する相談」等、自立後も生活面や金銭面において、継続して支援が受けられる体制を望む意見が多い。
- ・市内では、自立援助ホームは設置されていないことから、県内設置施設を利用している。

#### 【今後の取組】

##### ①生活相談支援事業等の活用促進

- ・生活相談支援事業や児童養護施設入所児童等自立援助事業について、対象児童や児童養護施設、里親等に広く情報提供を行い、積極的な活用を呼びかけ

ていく。

- ・施設を退所した子ども等が自立困難な状況に陥らないよう、生活相談支援事業や児童養護施設入所児童等自立支援事業の活用を図っていく。

②自立援助ホームの設置検討

- ・自立援助ホームについては、利用者のニーズや市内における設置の必要性があることから、設置を検討していく。

## ○管理指標

「社会的養育の推進に向けた取組」について、実施状況を把握するとともに、計画の着実な実現に向けて取り組むための指標を設定する。

項 目	現状値(2019)	目標値(2029)
<b>1.子どもの権利擁護の推進</b>		
(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組		
指標：子どもの権利ノートの配付率（措置・委託児童のうち学齢児以上）	100%	100%
<b>2.子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進</b>		
(1) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組の推進		
指標：子育て世代包括支援センターの実施数	3箇所	3箇所
指標：子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	0箇所	設置 (2022)
指標：児童家庭支援センター設置数	0箇所	未定
(2) 一時保護改革に向けた取組		
指標：一時保護所における一時保護期間の平均日数	28.5日 (2018)	21日
(3) 児童相談所の強化に向けた取組		
指標：児童福祉司の配置数	20人	26人 (2022)
指標：児童心理司の配置数	9人	12人 (2022)
<b>3.家庭と同様の環境における養育の推進</b>		
(1) 里親等への委託の推進に向けた取組		
指標：里親登録者数（新規・委託子ども数）	87組	107組 (2027)
指標：里親不調数	3人 (2018)	0人
(2) 特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組		
指標：児童相談所での特別養子縁組成立件数	3組	3組
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組		
指標：地域分散化された施設の定員数	6人	30人
<b>4.子どもの自立支援の推進</b>		
(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組		
指標：措置児童の大学等進学率	33.3% (2018)	73.8%

## 第5章 社会的養育の推進に向けた取組

### 《 浜 松 市 》



浜松市は、持続可能な開発目標（SDGs）の推進に取り組んでいます。

## 1. 子どもの権利擁護の推進

### (1) 当事者である子どもの権利擁護の取組

#### 【目指す将来像】

- 子ども自身や養育者が、子どもの権利を理解し、子どもが丁寧な説明を受け、子どもが意見を表明できる最適な養育環境が提供される。
- 意見を表現することが困難な子どもが、適切な第三者(アドボケーター)による支援を受け、子どもが意見を表明できる仕組みが実現する。
- 子どもの意見が反映された施策が実施される。

#### 【現状と課題】

- ・平成 28 年児童福祉法の改正等により明確化された子どもの権利擁護に関して、子ども自身や養育者の理解が不十分である。
- ・施設で生活しているすべての子どもに対し、「子どもの権利ノート」を配付し、それを用いて子どもの権利に関する説明を行っているほか、施設内に意見箱等を設置しているが、子どもが意見や苦情を発しやすい一層の環境づくりが必要である。
- ・普段相談する人以外に相談したい場合の方法として、適切な第三者による支援（アドボケイト制度）が必要である。
- ・児童福祉審議会等を活用した子どもの権利擁護に関する仕組みの構築については、現在、国において調査・研究が行われている。

#### 【今後の取組】

- ①子どもの権利擁護に関する意識啓発
  - ・子ども自身や支援を担う里親、施設職員等に対し、子どもが意見を表明する権利を有すること（子どもが意見を表明して良いこと）など、子どもの権利擁護に関する情報提供や研修等により意識啓発を図る。

②子どもの意見表明を支える仕組みづくり

- ・日頃から子どもが意見を表明しやすいよう、これまでの「子どもの権利ノート」の配付や施設内での意見箱の設置などに加え、専用の相談電話やメール・スマートフォンアプリを活用した相談などの方法を設け、子どもの意見表明の機会を確保する。
- ・子どもが意見を適切に表明することが困難な場合には、子どもが意見を表明することができるよう表現の仕方等について支援するとともに、弁護士等の第三者が巡回して意見を聴取するなど、子どもの意見表明を支援する仕組みを構築する。

③子どもの意見の施策への反映

- ・社会的養護に関する施策や権利擁護に関する方策等を検討する際には、アンケートなどにより、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の意見を反映する。

## 2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

### (1) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

#### (ア) 相談支援体制の整備に向けた支援・取組

##### 【目指す将来像】

- 支援を必要とする子どもや家庭ができるだけ早く発見され、必要な相談窓口につながり、児童虐待等を未然に防止できる支援体制が構築される。
- 「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」が設置され、地域における児童相談支援体制が充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が適切に行われる。
- 児童福祉施設等の社会資源の活用や母子生活支援施設の多機能化などにより、地域の養育支援メニューが充実し、支援を必要とする子どもや家庭のニーズに対応できる。

##### 【現状と課題】

- ・子育て世代包括支援センターを8箇所設置しているが、子ども家庭総合支援拠点は未設置である（令和2年3月現在）。
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置には、設置要件にある専門職の配置、母子保健分野と児童福祉分野が連携するための組織改編、専門性の維持（人材育成）等が課題となっている。
- ・ショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施しているが、実施施設の配置に偏りがみられるため、新たな受入先の開拓が必要である。

##### 【今後の取組】

###### ①相談支援体制の整備

- ・既設の子育て世代包括支援センターや児童家庭支援センター等との機能分担・連携について整理し、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた取り組みを推進する。



- ・子ども家庭支援を担う職員に対し、資質向上につながる研修への参加機会を提供するとともに、関係機関等との連絡会などの開催により、支援の専門性向上を図る。

## ②支援メニューの充実

- ・児童福祉施設、里親等の既存の社会資源を活用し、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業の受け入れ先を拡充するなど、子育て世帯に対する支援メニューを充実させ、地域で子育てを支えるネットワーク構築を進める。
- ・乳児院等多機能化推進事業（育児指導機能強化事業、産前・産後母子支援事業）等の活用により、要保護家庭・要支援家庭の母子を分離しない支援（母子入所）や特定妊婦への支援の強化、アフターケア体制の整備等、母子生活支援施設の多機能化を促す。

## （イ）児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

### 【目指す将来像】

- 児童家庭支援センターの地域での養育相談支援機能が強化され、虐待相談の増加や、身近な地域での専門的な相談ニーズの高まりにも適切に対応できる。
- 児童相談所の補完的役割を果たす拠点である児童家庭支援センターが、地域にバランスよく配置されている。

### 【現状と課題】

- ・児童家庭支援センターを1箇所設置しており、NPO法人が運営している。児童養護施設等の多機能化・機能転換により設置された児童家庭支援センターはない。
- ・市域が広いと、現状の1箇所体制では全域できめ細かい支援をすることが難しい。

### 【今後の取組】

## ①児童家庭支援センターの機能強化

- ・家庭からの個別相談対応、区福祉事務所の相談支援体制充実に向けた後方支援等の継続的な実施とともに、里親等への支援や、市及び児童相談所からの委託による指導など、児童家庭支援センターに求められる支援機能の強化を促していく。

## 《浜松市》

### ②児童家庭支援センターの設置促進

- ・児童養護施設等の多機能化・機能転換が図られる中で、新たに児童家庭支援センターを設置する意向が示された際には、児童相談所や既設の児童家庭支援センターなど、他の相談支援機関との配置バランスや役割分担を考慮した上で、設置に向けた取り組みを推進する。

## 2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

### (2) 一時保護改革に向けた取組

#### (ア) 一時保護された子どもの権利擁護

##### 【目指す将来像】

- 子どもの安全を確保し、適切な保護を行う一時保護においては、権利擁護の観点から必要最小限の保護期間とし、環境変化による不安的な状況を和らげるよう配慮されている。
- 自身の権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもが理解し、子どもが意見を適切に表明できる仕組みがある。
- 学齢児以上の子どもに対しては、子どもの状況や特性、学力に配慮し、在籍校との緊密な連携による学習支援が行われ、子どもの学習権が保障される。

##### 【現状と課題】

- ・本市の一時保護所の平均在所日数は、平成 30 年度は約 32 日であり、一層の一時保護期間の短縮化が求められる。
- ・一時保護される子どもに対して、入所時に保護される権利及び制限される事項等を説明しているが、内容が記載され、かつ年齢に応じて理解できる冊子の作成などを実施する必要がある。
- ・一時保護所では、子どもの意見をくみ取るための意見箱の設置やアンケートが実施されているが、子どもの意見ができる限り実現されるよう一層配慮する必要がある。
- ・一時保護所では学習支援が行われているのに対し、児童養護施設等には学習支援員が配置されておらず、一時保護委託児童に対する学習支援体制を整備することが求められる。

**【今後の取組】**

①一時保護期間の短縮化

- ・子どもの権利が制限されることを最小限にするため、援助方針の決定を迅速化する。
- ・一時保護の目的に応じた各種診断を効率的に実施し、一時保護期間の短縮化を図る。

②権利擁護のための手法

- ・子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法を、子どもが年齢に応じて理解できるよう冊子の作成をするなどして取り組む。
- ・施設内で子どもの権利擁護が適切に図られるよう、第三者評価機関による定期的な評価の実施を目指す。

③学習権の保障

- ・安全が確保されている子どもは、原籍校への通学が可能な里親等への一時保護委託を検討し、原籍校への通学が難しい子どもは、原籍校等との連携により、施設内での学習支援の充実を図ることで、子どもの学習権の保障に最大限配慮する。
- ・特に定期試験や入学試験を控えている場合は、日中、夜間帯も個別に学習する場所や時間を確保するなど、子どもの意向に最大限配慮できるように努めていく。

**(イ) 一時保護の環境及び体制整備**

**【目指す将来像】**

- 安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整い、一人ひとりの子どもの状況に応じた一時保護が実施される。
- 一時保護委託が可能な里親、施設等が適切に確保され、一時保護件数の増加にも対応ができる。
- 一時保護所には、子どもの特性を理解し、適切に支援するための高い専門性を持ち、アセスメントに必要な行動観察を的確に行う技能を有する人材が配置される。

## 【現状と課題】

- ・本市が設置する一時保護所は、定員に対する入所率が高い水準で推移する状況が続いており、行動観察などの計画的な一時保護の実施が困難な場合がある。
- ・一時保護所で受け入れできない子どもは、施設や里親への一時保護委託により対応している。
- ・家庭的な養育環境の確保のためには、里親への一時保護委託が最適だが、一時保護委託の受け入れが可能な里親（以下、「一時保護里親」という）が不足している。
- ・施設への一時保護委託は、一時保護専用施設が設置されていないことから、居室や食堂等の日常生活の場は、措置による入所児童と共用されており、養育環境を改善する必要がある。
- ・子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握し、アセスメントに活かす行動観察を行う職員が不足している。また、更なるスキルアップも必要である。

## 【今後の取組】

### ①里親等への一時保護委託の推進

- ・子どもにとってより良い養育環境を提供するため、子どもの状態や家族の状況、地域性等を勘案するとともに、入所児童等への配慮をした上で、里親や児童養護施設等への一時保護委託を推進し、受け入れ体制を整える。
- ・受け入れ体制の整備にあたっては、安全確保やアセスメント機能など一時保護の質の確保が求められることから、児童相談所が委託先と緊密な連携を図り、必要な支援等を行う。
- ・一時保護委託の推進にあたっては、子どもの権利擁護や一時保護に関する専門性の向上が図られるよう、一時保護里親や児童養護施設等の職員に対して啓発等を行う。

### ②一時保護専用施設の整備への支援

- ・今後、児童養護施設等が小規模化や多機能化の取り組みを進める中で、一時保護専用施設を設置する意向が示された際には、施設整備のための必要な支援を行う。
- ・施設整備にあたっては、一時保護児童専用の居住空間や専任職員を確保し、家庭的養育を推進するとともに、入所児童の生活にも影響がないよう十分に配慮する。

## 《浜松市》

### ③一時保護所の体制強化

- ・一時保護される子どもの状況に応じた受け入れ体制を確保するとともに、生活環境への配慮など子どもの最善の利益を考慮した一時保護所の機能のあり方などを検証し、一時保護所の体制強化を図る。
- ・一時保護所に必要な知識や技能取得のための研修に加え、子どもの処遇や権利擁護に関する研修を行い、職員の更なる資質向上に取り組む。

## 2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

### (3) 児童相談所の強化等に向けた取組

#### 【目指す将来像】

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)による職員配置基準を踏まえた、児童相談所における児童福祉司や児童心理司などの職員が計画的に配置され、充実した児童相談所の相談支援体制が整備される。
- 各種研修の充実や職場内でのスーパーバイザーの配置、キャリアデザインの明確化などにより、児童相談所職員に求められる業務の知識や技術を身につけた高い専門性を備えた人材が育成され、適時適切な対応ができる。
- 児童相談所、区福祉事務所、警察、学校、医療機関その他の関係機関との連携が強化され、児童虐待の早期発見、早期対応が進む。

#### 【現状と課題】

- ・国が示した児童福祉法施行令や児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づいて児童福祉司の増員が図られ、法的機能強化として非常勤の弁護士が配置されている。
- ・要保護児童対策地域協議会を活用し警察と児童虐待情報の全件共有を図るほか、警察との合同研修を実施している。
- ・法定研修である児童福祉司任用前講習会・任用後研修のほか、経験や職位に応じたステップアップのための研修を子どもの虹情報研修センター等外部機関を活用して行っている。
- ・児童相談所への異動者には、所内での新任研修のほか、外部の専門研修等に参加させるなど、研修機会を確保している。
- ・児童相談所経験者が、区福祉事務所の家庭児童相談室に徐々に配置され始め、連携を図る体制ができつつある。
- ・児童相談所において、「浜松市児童相談所人材育成計画・研修計画」により体系的に研修機会を確保している。
- ・臨床心理士の資格を持つ児童心理司等については、「浜松市臨床心理士人材育成指針」に基づいて、キャリア形成を行っている。

**【今後の取組】**

①児童相談所の体制強化

- ・児童福祉法による児童福祉司等の配置標準や児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく人員配置の達成に向け、人事当局との協議・調整のうえ取り組む。
- ・親権停止など法律に関する専門的な知識を必要とする事案に対応するため、弁護士の数化など法的対応力の強化を図る。

②専門性を備えた人材の育成

- ・児童福祉の専門機関として、職員の専門性の維持・確保のため、内部研修や外部機関の研修への参加、OJTの実施などを通してスキルアップを引き続き図っていく。
- ・児童福祉という専門的な知識や技能を必要とするため、児童福祉主管課、児童相談所、区福祉事務所間での人事ローテーションを図るなど、人事当局と調整のうえ、専門性の高い職員の育成に努める。

③関係機関との連携強化

- ・要保護児童対策地域協議会を通し警察と児童虐待情報の全件共有を図るほか、関係機関との連携を強化していく。

④中核市・特別区の児童相談所設置への協力

- ・児童相談所の設置を計画する中核市・特別区から、人材の派遣や実務研修の受け入れ等の人材育成の支援要請があった際には、可能な限り支援する。



### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進

#### (1) 里親等への委託の推進に向けた取組

##### 【目指す将来像】

- 里親制度について、社会的認知度が向上し、里親登録者が増加することにより、家庭における養育環境と同様の養育環境の受け皿が確保される。
- 代替養育が望ましい子どもの里親やファミリーホームへの委託が進み、子どもの状況に合った養育環境が提供される。
- 里親への包括支援（フォスタリング）や、関係機関との連携強化による支援体制の充実が図られ、質の高い養育支援が提供される。

##### 【現状と課題】

- ・平成31年3月末時点で、里親登録組数は92組である。
- ・本市では、児童相談所に平成29年度からは里親推進グループを設置し、専任の里親担当職員による啓発活動、人材育成、養育支援といった里親業務を包括的に行っており、民間機関への業務委託は行っていない。
- ・子どもの性別や年齢、特性、委託期間等が合わないため、里親委託が進まない。
- ・現在、養育里親研修（基礎研修、登録前研修、更新研修）、専門里親研修（認定研修、更新研修）、養子縁組里親研修（登録前研修）、スキルアップ研修、里親サロンを児童相談所が行っている。
- ・里親等での養育が不調となった場合、十分な振り返りができないことがある。また、家庭引き取りなどによる円満な解除であっても、喪失感に苦しむことがあり、解除後の里親等に寄り添った支援が必要である。

**【今後の取組】**

①里親制度の普及啓発、登録の促進

- ・様々な広報媒体を活用し、里親制度の周知を目的とした広報啓発活動を積極的に行う。
- ・里親制度説明会や出前講座などの啓発活動を通して、ターゲット層を絞った戦略的な活動を行い、里親への理解を深め、新たな里親登録を推進する。

②里親のスキルアップの支援

- ・子どもの関わり方等について、里親登録前後及び委託時の各種研修に加え、里親の試行錯誤を重ねての養育を支えるため、委託後も養育の力量の向上につながる研修等に取り組む。
- ・未委託里親に対する研修等の充実に取り組み、スキルアップを支援する。

③児童相談所と民間機関の連携等

- ・本市では、当面、児童相談所によるフォスタリング業務の実施体制を維持しながら、今後、包括的にフォスタリング業務ができる民間団体があれば、適正な役割分担、連携手法を考えながら段階的に業務委託を検討していく。
- ・児童福祉施設や里親会、児童家庭支援センター、民間企業等と連携し、里親制度への理解や里親新規開拓に取り組むとともに、多様な支援機関と連携しながら、地域における里親支援体制を構築する。

④児童相談所の里親支援体制の強化

- ・里親推進グループによる包括的な里親推進業務を維持していく。
- ・里親委託におけるマッチングで必要となる、里親の情報、子どもの情報を収集できるツールの作成を検討する。一定のアセスメント指標を設けることで、マッチングの適否を客観的に判断できるなど、職員の異動等による支援の差を生じさせない取り組みを行う。
- ・里親委託が不調となった場合には、不調に至った経緯や要因等を関係者で振り返るとともに、里親、子どもの喪失感へ寄り添いながら支援を行う。

### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進

#### (2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

##### 【目指す将来像】

- 特別養子縁組制度に関する理解が進み、特別養子縁組等が社会的養護が必要な子どもにとって重要な選択肢のひとつとして認識され、より活用される。
- 乳幼児の代替養育を担う乳児院、医療機関、区福祉事務所等の関係機関と緊密に連携を図りながら、特別養子縁組等が活用され、子どもにとって最適な支援につながる。
- 特別養子縁組の対象となる子どもが安心・安全な環境で暮らすことができ、子どもの権利が適切に守られている。

##### 【現状と課題】

- ・ 児童相談所が関与する特別養子縁組成立数は、平成 30 年度 3 人であった。
- ・ 現在浜松市内に民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に基づく許可を受けた民間あっせん機関はない。
- ・ 児童相談所が関与した特別養子縁組に関しては、児童相談所を中心に関係機関が事情を配慮しながら支援を行う一方で、民間あっせん機関が関与した特別養子縁組に関しては支援のネットワークが薄い。
- ・ 児童相談所が関与した特別養子縁組であっても、特別養子縁組が成立し、里親登録の辞退や里親会を退会すると、児童相談所との関係が途絶え、継続的な支援が困難となる。なお、養親から真実告知などの相談があった場合には、児童相談所が対応している。
- ・ 特別養子縁組の年齢要件が上がったため、今後新生児や乳幼児でない子どもの特別養子縁組が増える可能性がある。年齢が上がった時期での特別養子縁組成立においては、関係構築や、子どもへの対応に配慮が必要な事例が多くなることが想定される。

**【今後の取組】**

①特別養子縁組制度の普及啓発

- ・テレビ、インターネット等様々な広報媒体を活用して特別養子縁組制度について、積極的に情報発信し、普及啓発を図る。
- ・児童相談所も相談窓口となりえる旨周知を図り、児童相談所を通じた特別養子縁組制度、里親制度の利用につなげる。

②医療機関との連携促進

- ・産科医療機関に対して、児童相談所で特別養子縁組等の相談を受け付けることが可能である旨周知する。
- ・実親が養育できない新生児等を円滑に特別養子縁組等に結びつけるため、児童相談所と医療機関、区福祉事務所等によるネットワークを構築する。

③良好な養育環境の確保

- ・児童相談所は、里子から養子に移行する場合であっても、民間あっせん機関を通じた養子縁組であっても、子どもの最善の利益が図られるよう関係機関と連携して必要な調査及び支援を行っていく。
- ・民間あっせん機関を通じた養子縁組にあっては、民間あっせん機関との連携を密にして子どもの良好な養育環境の確保に努めていく。

④民間あっせん機関との連携

- ・浜松市内において民間あっせん機関が認可された際には、「養子縁組民間あっせん機関助成事業」を活用した研修参加を促すとともに、第三者評価受審を働きかける。

### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進

#### (3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

##### (ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

###### 【目指す将来像】

- 乳児院及び児童養護施設が、小規模かつ地域分散化した地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの形態となり、「できる限り良好な家庭的環境」が整備される。
- 措置された子どもや保護者に対して、高機能化した施設による質の高い養育や支援が短期間に集中的に提供されることで、子どもや保護者の安定や自立が促され、早期の家庭復帰や特別養子縁組の成立、里親委託の推進等につながる。
- 専門性の高い職員が配置されるとともに、職員間の連携強化による継続的・安定的な養育が行われ、養育の質が向上する。

###### 【現状と課題】

- ・地域小規模児童養護施設は2箇所設置されている（令和2年3月時点）。
- ・分園型小規模グループケアは1施設で2箇所実施している（令和2年3月時点）。
- ・児童養護施設等における小規模かつ地域分散化については、各施設が計画を策定し、実施に向けた取り組みを進めているが、小規模グループによる子どもの養育や施設の小規模化に伴う整備費の確保、施設運営の手法等が課題として挙げられている。
- ・児童養護施設等の高機能化にあたっては、質の高い養育を集中的に提供するため、職員の増員や資質向上が求められる。

### 【今後の取組】

#### ①施設整備、職員配置の支援

- ・児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を進めるため、各施設の状況を把握した上で、施設整備や職員配置などに対して必要な支援を実施する。
- ・特に、困難な課題を抱え、ケアニーズが非常に高い子どもに対しては、多様な専門職による集中的なケアを行う必要があることから、施設の養育体制の充実にに向けた取り組みを積極的に支援する。

#### ②職員の育成

- ・子どもの養育に関する幅広い知識の習得が可能となる研修の開催などにより、職員の育成や資質向上を支援する。

### （イ）多機能化・機能転換

#### 【目指す将来像】

- 乳児院や児童養護施設において、一時保護委託の受け入れや里親支援、在宅支援の充実等、施設の多機能化・機能転換が図られることにより、これまで培ってきた子どもの養育の専門性が地域社会における貴重な資源として活用される。
- 一時保護専用施設に専任職員が配置される等、一時保護委託の受け入れ体制が整備され、子どもの権利擁護の観点から、安全が確保された開放的環境で一時保護が行われる。
- 里親を包括的に支援するフォスタリング機関が設置され、地域における里親支援体制が強化されることにより、里親委託の推進につながる。
- 児童養護施設等において、児童相談所や管内関係機関と連携することにより、子どもの養育に関する相談・助言やショートステイ事業等の在宅支援の取り組みが充実する。

#### 【現状と課題】

- ・市内の児童養護施設等では、一時保護専用施設が整備されていない中、相当数の一時保護を受託しており、措置児童との処遇上の区分が課題となっている。

- ・ 児童養護施設等には里親支援専門相談員が配置されており、里親希望者に対する実地研修等を実施している。
- ・ 児童養護施設等では、地域住民からの子どもの養育に関する相談等に応じることが求められるが、在宅支援に対応する拠点の整備や人材確保に課題がある。

#### 【今後の取組】

##### ①一時保護委託の受け入れ体制の整備

- ・ 児童養護施設等が小規模化や多機能化などの取り組みを進める中で、一時保護専用施設を設置する意向が示された際には、施設整備のために必要な支援を行う。

##### ②里親支援機能の強化、在宅支援の強化

- ・ 児童相談所や区福祉事務所と連携した支援を行う児童家庭支援センターの設置など、児童養護施設等で里親支援や在宅支援機能の充実に向けた取り組みが行われる場合は、地域の実情を踏まえた上で、積極的に支援する。

《浜松市》

- 参考（各施設の計画数値の積上げ）

《浜松市》

**【児童養護施設・乳児院】**

(単位：施設、人、箇所 年度末時点)

各年度		H30(2018)	R6(2024)	R11(2029)
児童養護施設及び乳児院	施設数	4	4	4
	本体施設定員数	193	96	43
	分園型小規模グループケア・ 地域小規模児童養護施設定員数	24	30	58
	定員合計	217	126	101



## 4. 子どもの自立支援の推進

### (1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

#### 【目指す将来像】

- 施設や里親に措置されている子どもに対し、措置中から就労や進学に向けた住居や経済的な問題なども含めた相談支援が行われ、希望に沿った自立ができる。
- 措置解除後も、必要に応じた生活相談や就労相談、居住支援や生活支援など、継続的な支援により子どもが安心して生活を送ることができる。
- 自立に向けた中間ステップとしての自立援助ホームの設置や活用が促進され、退所後にも安全で温かい生活場所が確保される。

#### 【現状と課題】

- ・児童養護施設等への入所措置が解除された者等のうち、自立のための支援が必要と認められる者に対して、平成27年度から「施設等退所者自立支援事業」を実施している。本事業の「大学等進学修学支援事業」では、大学等への進学や修学をして独居生活を送る子どもへの経済的・心理的支援を行っている。また、「退所時自立支援事業」では、進学や就労等により独居生活を始める際に、児童入所施設措置費の「就職支度費」、「大学進学等自立生活支度費」で賄いきれない所要経費分を支給し、自立の支援を行っている。
- ・子どもの意識アンケート結果からは、自立後も生活面や金銭面において、継続して支援が受けられる体制を望む意見が多かった。
- ・義務教育を終了した者で児童養護施設等の措置解除された者の自立を支援する自立援助ホームは、市内に1施設設置されているが、子どもが施設での生活に馴染むことが出来ず、短期間で退所するケースも見受けられる。

**【今後の取組】**

①施設等退所者支援事業の活用促進

- ・既に実施している施設等退所者支援事業について、対象となる児童や児童養護施設、里親等へ広く情報提供を行い、積極的な活用を呼びかけていく。
- ・退所した子ども等が自立困難になった際、在籍していた施設や里親が生活の場を提供しながら、再就労など自立に向けた支援を行う施設等の実家的機能を利用する制度についても併せて周知し、制度の一層の活用を図っていく。

②自立援助ホームの自立支援の充実

- ・入居する子ども等に対する生活指導や就職支援など自立支援の専門性向上が求められるため、職員の研修参加を促す支援等を通じて機能強化を図っていく。

## ○管理指標

「社会的養育の推進に向けた取組」について、実施状況を把握するとともに、計画の着実な実現に向けて取り組むための指標を設定する。

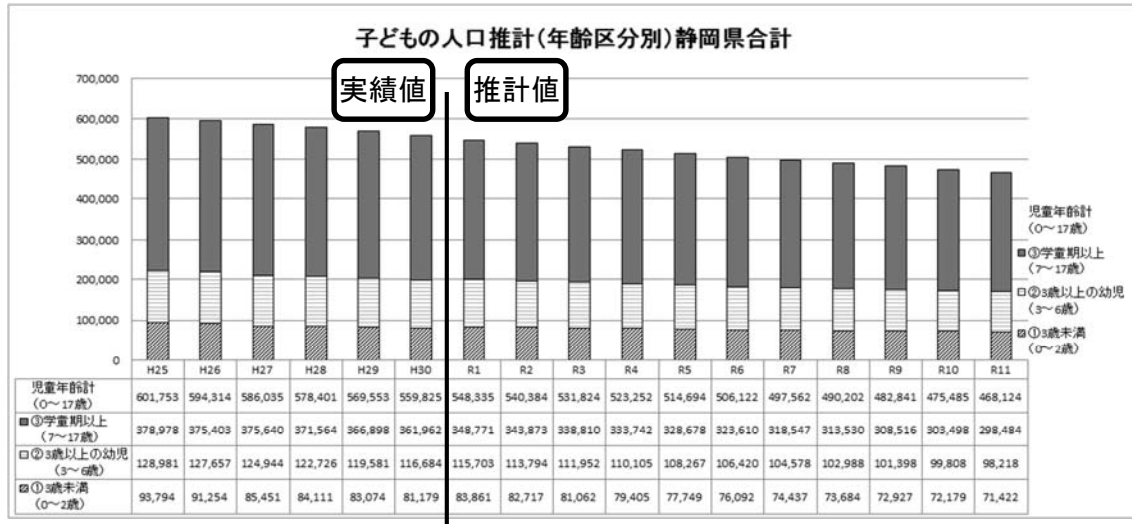
項 目	現状値(2019)	目標値(2029)
1.子どもの権利擁護の推進		
(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組		
指標：子どもの権利ノートの配付率 (措置・委託児童のうち学齢児以上)	100%	100%
2.子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進		
(1) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組		
指標：子育て世代包括支援センターの実施数	8箇所	8箇所
指標：子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	未設置	7箇所 (2022)
指標：児童家庭支援センター設置数	1箇所	未定
(2) 一時保護改革に向けた取組		
指標：一時保護所における一時保護期間の 平均日数	32.1日 (2018)	21日
(3) 児童相談所の強化等に向けた取組		
指標：児童福祉司の配置数	26人	29人 (2022)
指標：児童心理司の配置数	12人	14人
3.家庭と同様の環境における養育の推進		
(1) 里親等への委託の推進に向けた取組		
指標：里親登録者数（新規・委託子ども数）	92組 (2018)	155組 (2024)
指標：里親不調数	1人 (2018)	0人
(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組		
指標：児童相談所での特別養子縁組成立件数	3組 (2018)	6組
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組		
指標：地域分散化された施設の定員数	24人	58人
4.子どもの自立支援の推進		
(1) 社会的養育自立支援の推進に向けた取組		
指標：措置児童の大学等進学率	66.7% (2018)	73.8% (2024)

# 参考データ

本計画の策定するにあたり参考としたデータ等は次のとおりである。

## 1. 子どもの将来人口

### ○子どもの推計人口 (人)



<出典>

平成30年まで 静岡県年齢別推計人口(静岡県)

令和元年以降 日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

## 2. 市町の体制

### ○市町の子ども家庭総合支援拠点設置状況

市町名	設置年月日	類型
熱海市	平成 29 年 4 月 1 日	小規模 A 型
焼津市	平成 29 年 4 月 1 日	小規模 C 型
藤枝市	平成 29 年 4 月 1 日	小規模 C 型
袋井市	平成 29 年 4 月 1 日	小規模 B 型
富士市	平成 30 年 4 月 1 日	中規模型
伊東市	平成 30 年 11 月 1 日	小規模 A 型
伊豆市	平成 31 年 4 月 1 日	小規模 A 型
富士宮市	平成 31 年 4 月 1 日	小規模 C 型
島田市	平成 31 年 4 月 1 日	小規模 B 型
磐田市	平成 31 年 4 月 1 日	中規模型
沼津市	令和元年 10 月 1 日	小規模 C 型

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

○母子生活支援施設数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
静岡県	0	0	0	0	1	1	1
静岡市	1	1	1	1	1	1	1
浜松市	1	1	1	1	1	1	1
計	2	2	2	2	3	3	3

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

○児童家庭支援センター設置数

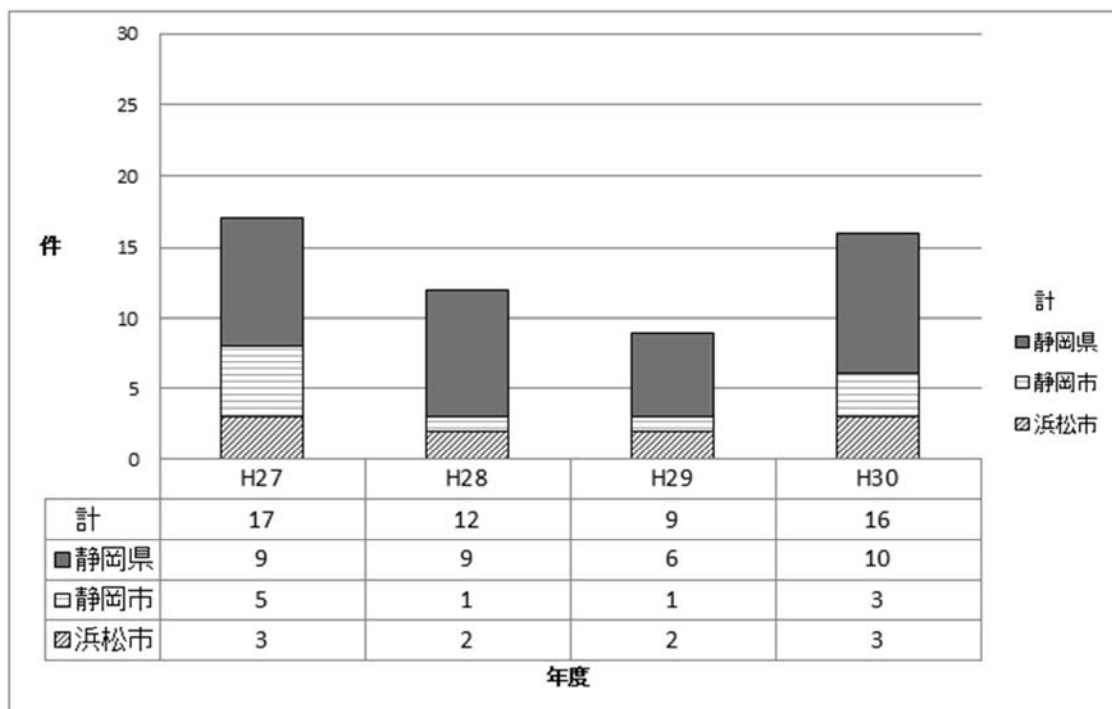
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
静岡県	3	3	3	3	3	3	3
浜松市	1	1	1	1	1	1	1
合計	4	4	4	4	4	4	4

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

3. 特別養子縁組成立件数

○児童相談所のあっせんによる特別養子縁組成立件数

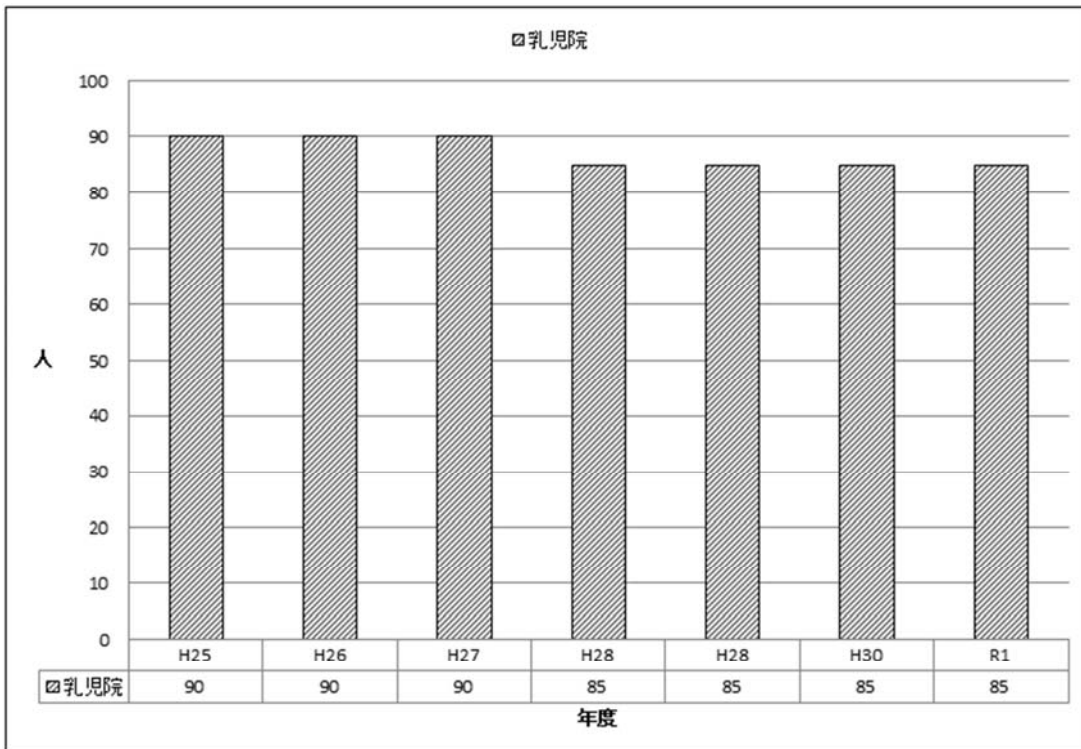
(件)



<出典> 静岡県こども家庭課調べ

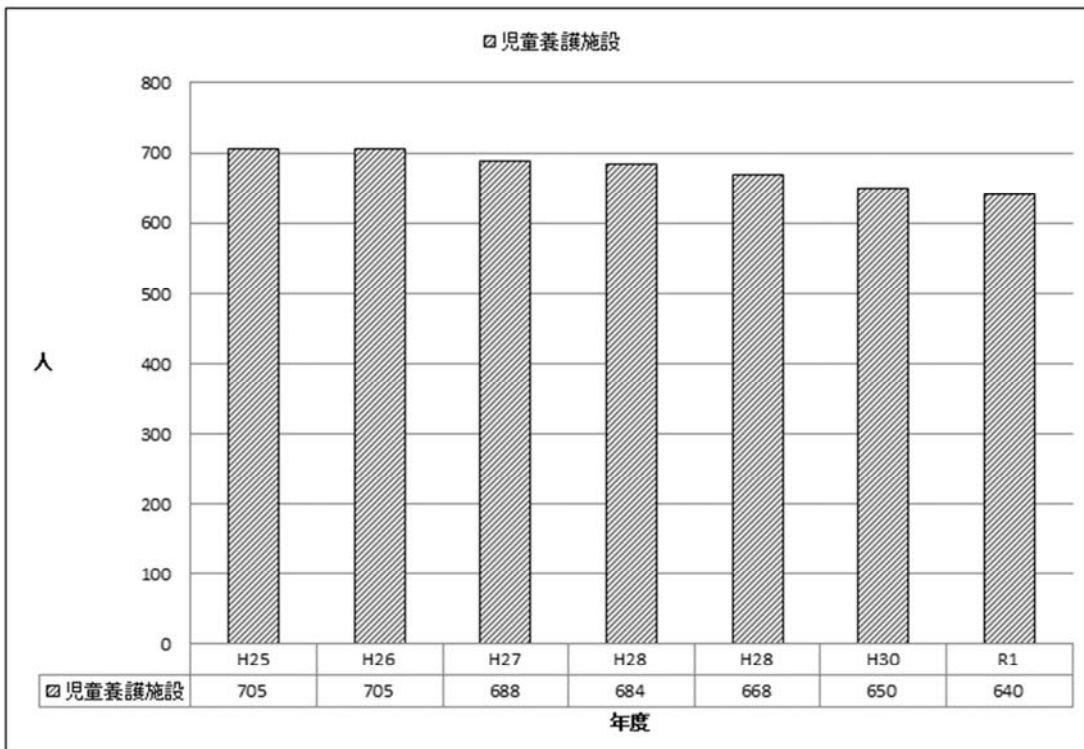
#### 4. 施設の状況

##### ○乳児院入所定員数



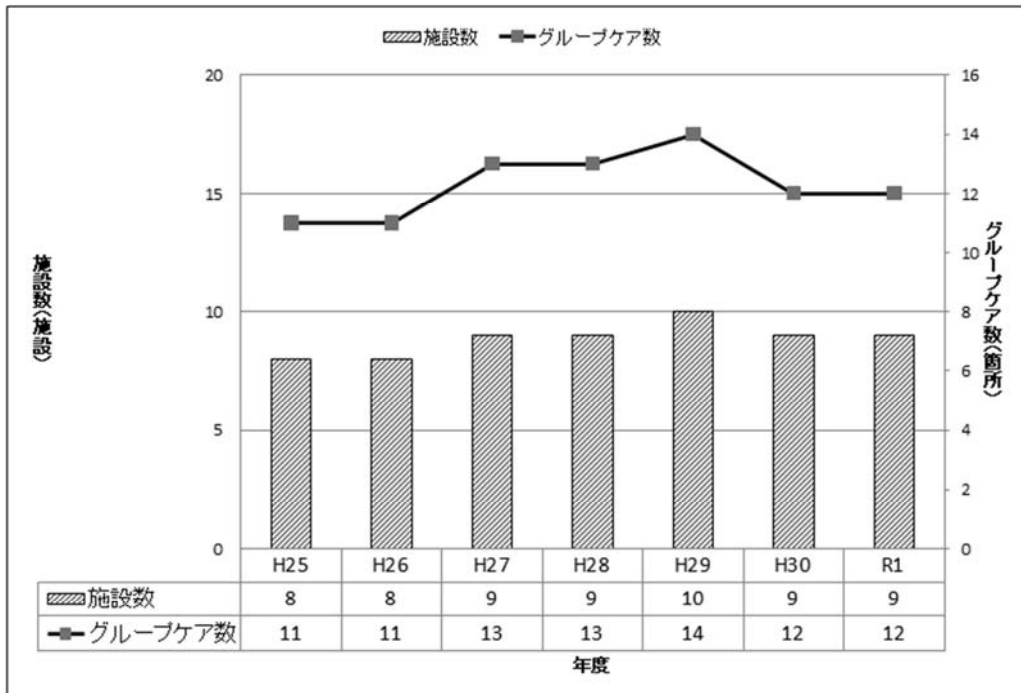
<出典> 静岡県こども家庭課調べ

##### ○児童養護施設入所定員数



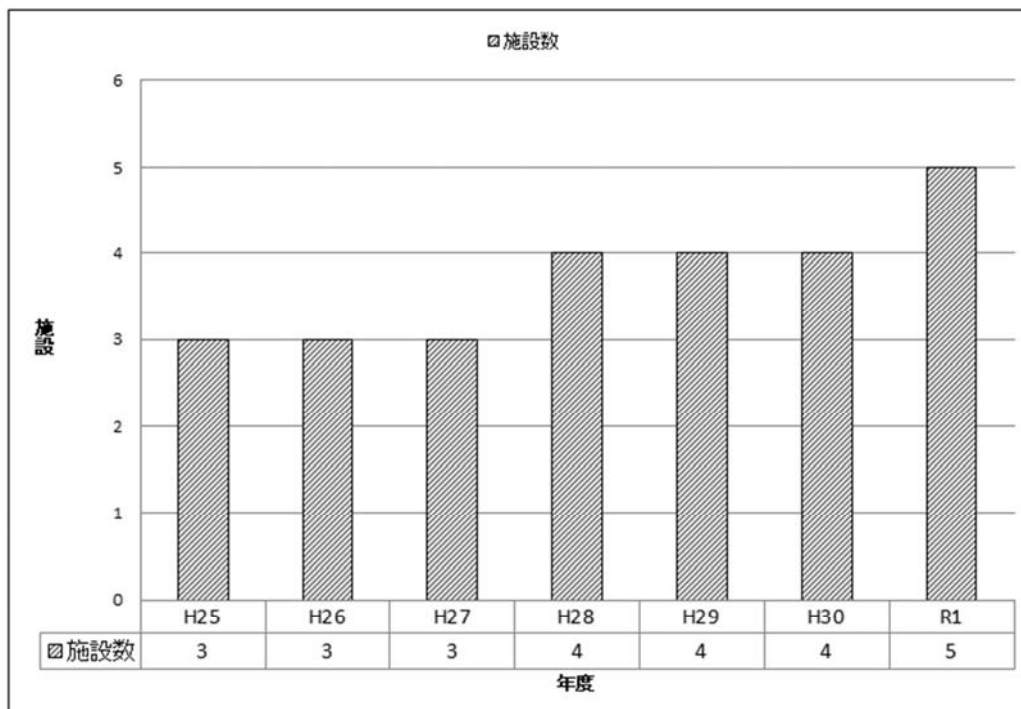
<出典> 静岡県こども家庭課調べ

○小規模グループケア（敷地内+分園型）実施数



<出典>静岡県こども家庭課調べ

○地域小規模児童養護施設数



<出典>静岡県こども家庭課調べ

## 5. 自立支援の状況

### ○社会的養護自立支援事業実施数

(人)

	H28	H29	H30
静岡県	—	10	33

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

### ○生活相談支援事業実施数

(人)

	H28	H29	H30
静岡市	—	—	9

<出典> 静岡市児童相談所調べ

### ○施設等退所者支援事業実施数

(人)

	H28	H29	H30
浜松市	2	1	1

<出典> 浜松市児童相談所調べ

### ○自立援助ホーム入所定員数（年度末現在）

(人)

	H28	H29	H30
定員数	12	18	24

<出典> 静岡県こども家庭課調べ

## 6. 児童相談所の状況

### ○児童福祉司数

(人)

	H27	H28	H29	H30	R1
静岡県	44	44	48	53	58
静岡市	16	17	17	17	20
浜松市	26	26	26	26	26

<出典> 静岡県こども家庭課調べ



## 用語集

### あ行

アセスメント（アセスメント指標）	援助を開始するにあたって、問題状況を把握し理解するソーシャルワークのプロセスの一つ。問題状況の確認、情報の収集と分析、援助の方法の選択と計画までを含む幅広い概念である。
新しい社会的養育ビジョン	平成29年8月2日付けで新たな社会的養育の在り方に関する検討会が策定したもの。平成28年改正児童福祉法の理念を具体化するため「新しい社会的養育ビジョン」とそこに至る工程を示すものとしている。
アドボケイト（アドボケイト制度）	子どもの権利擁護として子どもの意見表明を聴取し、子どもの意見表明を代弁すること（制度）
一時保護（緊急一時保護）	児童相談所や婦人相談所において、要保護児童や要保護女子を処遇決定までの間、一時的に保護すること。
インターンシップ	企業などが学生に対して就業体験の場や機会を提供し、そこに学生が参加することが出来る制度のこと。
援助方針（援助指針）	子どもの最善の利益を追求するための指針（方針）であり、効果的な援助を実施するためには、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、援助の目標を立て、その目標を達成するために具体的で実効性のあることが求められる。

### か行

家庭児童相談室	「家庭児童相談室の設置について」（厚生事務次官通知）により、昭和39年（1964年）に創設された相談機関で福祉事務所に設置されており、家庭相談員により、家庭児童福祉に関する相談に応じている。
ケースワーク	直接援助技術の1つ。個別援助活動、個別援助技術ともいう。援助者が個々のクライアントに対して行う援助。
行動観察	援助方針を定めるため、一時保護した子どもの生活場面について、子どもと関わりながら子どもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討等を行う。
子育て世代包括支援センター	母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する施設。
子ども	児童福祉法における「児童」と同様に、満18歳未満の者を指す。
子ども家庭総合支援拠点	すべての子どもの権利を擁護するため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から在宅支援を中心とした相談を行うため、地域のリソースや必要なサービスを有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点。

## 用語集

<p>こどもの自立支援資金貸付事業</p>	<p>児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者若しくは里親等の委託が解除された者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援する。</p> <p>また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援する。</p>
-----------------------	--

### さ行

<p>里親（里親制度）</p>	<p>保護者の病気、家出、離婚あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で生活することができない子どもたちを、保護者に代わって、一時的にあるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で養育する者。希望する者で都道府県知事が子どもを委託する者として適当と認め、里親名簿に登録された者。</p>
<p>里親会</p>	<p>児童福祉法に規定する里親制度の普及発展を図るとともに、里親相互の研修親睦を行い、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とした組織。</p>
<p>児童家庭支援センター</p>	<p>地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする者に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設。</p>
<p>児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）</p>	<p>平成30年12月18日付け児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定により発表された。平成28年4月25日付け厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定による「児童相談所強化プラン」を踏まえ、緊急に対策を講じる必要なもの等について示された。</p>
<p>児童相談所</p>	<p>都道府県や政令指定都市に設置が義務付けられている児童福祉の第一線機関。児童福祉司、児童相談員、児童心理司、精神科医、小児科医が配置され、子どもの養護に関する相談に応じ、継続して援助が必要であると判断される場合には、医学や心理学社会学などの異なった観点から情報が集められ、これをもとに今後の援助が決定される。また、子どもの安全が脅かされ、緊急に保護を必要とする場合などに一時保護を行う。</p>

## 用語集

<p>児童養護施設</p>	<p>保護者のない子ども、虐待されている子どもなど、環境上養護を要する子どもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。原則的に入所対象者は、1歳以上18歳未満だが、必要がある場合には20歳まで延長することが出来る。</p>
<p>施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業</p>	<p>児童養護施設等に入所している子どもや里親に委託されている子どもの将来の安定した自立を図るため、小学生から高校生までそれぞれのステージに合わせた学習支援を実施するとともに、児童福祉法の措置期間が終わる20歳から大学等の卒業までの間、修学支援を実施する。具体的な支援内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設 児童養護施設、里親 ほか</li> <li>・進学先 学校教育法に定める大学、短期大学、専修学校、各種学校</li> <li>・対象期間 満20歳の日から20歳時に在籍していた大学等を卒業する月まで</li> <li>・基準額 毎年度予算で定められた額を支給</li> </ul>
<p>社会的養護</p>	<p>様々な事情により家庭で暮らすことのできない子ども達を家庭にかわって、公的に養育する仕組み</p>
<p>社会的養護自立支援事業</p>	<p>里親への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除をされた者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施し、将来の自立に結びつける。具体的な支援内容は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①支援コーディネーターによる継続支援計画作成</li> <li>②生活相談支援担当職員による生活相談の実施</li> <li>③就労相談支援担当職員による就労相談の実施</li> </ol>
<p>ショートステイ事業</p>	<p>短期入所生活援助（ショートステイ）事業。 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行う。</p>
<p>小規模グループケア</p>	<p>児童養護施設においては6人以下、乳児院においては4人以上6人以下の小規模なグループ単位で行われる養護体制。 本体施設内又は敷地内に設置されるものと、分園として設置されるものがある。</p>
<p>自立援助ホーム</p>	<p>義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する子ども等のうち、なお、援助の必要な子どもを入所させ、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行う事によって、社会的に自立するよう援助する施設。</p>

## 用語集

親権	父母が未成年の子に対して行う、監護教育（精神的・肉体的発育）と財産管理の権利義務の総称。
親権停止	2011年（平成23年）の民法改正により、新たに民法第834条の2「親権の一時停止」が設けられた。2年を超えない範囲で親権を停止できるとしている。申立権者は子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人、または検察官、児童相談所長である。
真実告知	子どもに生い立ちを伝えること。
S V（スーパービジョン、ピアS V）	相談に対する支援の質の向上を目的として、社会福祉施設や機関において、指導者からソーシャルワーカーに対して行われる専門的養成・教育訓練の過程のこと。
ソーシャルワーク	社会福祉援助技術と訳される。社会福祉制度の下で社会福祉に関する専門的知識・技術を拠り所とする専門的な実践体系のこと。
措置	児童相談所が子どもを施設に入所させること、又は子どもの養護を里親等に委託すること。

## た行

第三者評価	事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が評価する事業のこと。
代替養育	子ども自身の家族が適切な支援を受けているにも関わらずその子どもに十分な養護を提供できない場合、子どもの権利を保護し適切な代替的養護を確保すること。
地域小規模児童養護施設	児童養護施設における分園の内、地域小規模児童養護施設設置運営要綱の基準に適合するものとして都道府県知事、政令指定都市市長又は児童相談所設置都市市長の指定を受けたもの。定員6人。
中核市	平成6年6月の自治法の一部改正により創設された制度。人口30万人以上の市の申し出により政令で指定される。令和元年度末時点では、県内には中核市はない。
特別区	東京都の23区を指す。特別地方公共団体の1つで、原則として市に準ずる扱いとし、区議会が設置されている。
特別養子縁組	子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。
トワイライトステイ事業	夜間養護等（トワイライトステイ）事業。 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その子どもを実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

# 用語集

な行

乳児院	乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。原則的に入所対象者は1歳未満だが、必要がある場合には小学校入学以前の幼児も養育することが出来る。
乳児院等多機能化推進事業	乳児院等における育児指導機能の強化、医療機関との連携強化や特定妊婦等への支援を行うなど、多機能化等に向けた取組みを推進する事業。

は行

パーマナンス（保障）	永続的解決 『養育者』及び『養育環境』の『安定性(stability)』と『継続性(continuity)』
ピアサポート	専門家によるサポートではなく、同じ悩みを持つ仲間、同じ環境にいる者同士で支え合うこと。お互いに対等な関係の中での相互援助である。
フォスタリング業務	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。  《フォスタリング業務 イメージ図》



フォスタリング機関	フォスタリング業務を包括的に実施する機関
-----------	----------------------

## 用語集

分園型小規模グループケア	児童養護施設（本体）とは別に敷地外でグループホームとして行われる養護体制。
母子生活支援施設	児童福祉法第38条に規定される児童福祉施設の一つ。配偶者のいない母親とその子どもを入所させて一緒に保護し、その自立促進のための生活支援を目的とする施設。

### ま行

マッチング	家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもについて、その子どもに最も適合すると考えられる委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等。
民間あっせん機関	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）において、都道府県知事の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者。

### や行

養育支援訪問事業	対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。 ①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。 ②出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。 ③不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子どもの発達保障等のための相談・支援。 ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により子どもが復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
----------	---

### 英数

C D P（Career Development Program）	個々の職員のキャリア形成を中長期的な視点で支援していくための仕組みのこと。
O J T（On the Job Training）	仕事中に仕事を通じた教育訓練を行うこと。

## 資料編

### 1 「里親制度に関する意識調査」調査結果

区分	内容
実施期間	令和元年6月6日～6月19日
実施方法	令和元年度県政インターネットモニターアンケート調査
調査対象	県内に在住又は通勤・通学している満15歳以上の方(公募)675人
回答数	有効回答624件(回答率92.4%)

※グラフの中の「n」は、各設問の回答者総数を示す。

静岡県では、保護者の病気、虐待、経済的困窮など、様々な事情により家庭で生活することができない子どもが、家庭的な環境で養育を受けられるよう、里親制度を推進しています。

里親制度の取組を進める参考としたいので、アンケートに御協力をお願いします。

〈里親とは〉

様々な事情により保護者が家庭で養育できない子どもたちは、児童養護施設や、里親のもとで生活します。

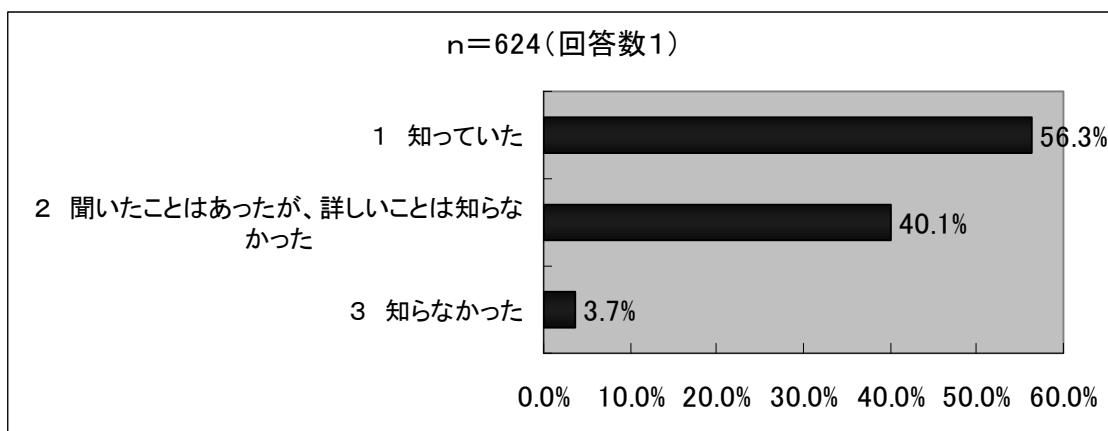
里親とは、このような子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解を持って養育してくださる方のことです。里親のもとで生活する子どもたちを里子と呼んでいます。

里親には、大別して、子どもが家庭に戻れるまで、又は自立できるか18歳(場合によっては20歳)になるまで養育する養育里親と、養子縁組を希望する養子縁組里親があります。

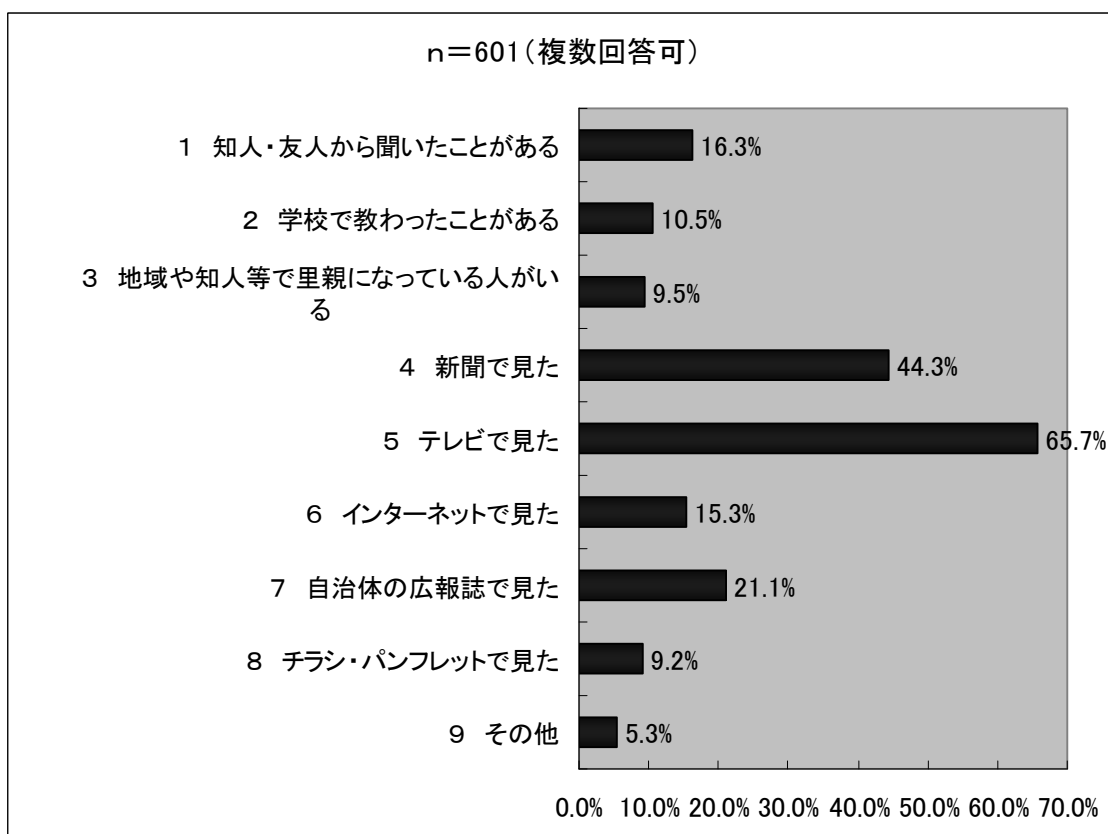
回答者数： 624 人（回答率：92.4%）			
	カテゴリー名	回答者数	%
性別	男性	305	48.9%
	女性	319	51.1%
年代	10代	4	0.6%
	20代	37	5.9%
	30代	91	14.6%
	40代	137	22.0%
	50代	154	24.7%
	60代	107	17.1%
	70代	79	12.7%
	80代	15	2.4%
	90代	0	0.0%
住所	東部	194	31.1%
	中部	230	36.9%
	西部	197	31.6%
	県外	3	0.5%
職業	自営業	40	6.4%
	会社員	230	36.9%
	公務員	22	3.5%
	主婦・主夫	162	26.0%
	学生	16	2.6%
	無職	117	18.8%
	その他	37	5.9%



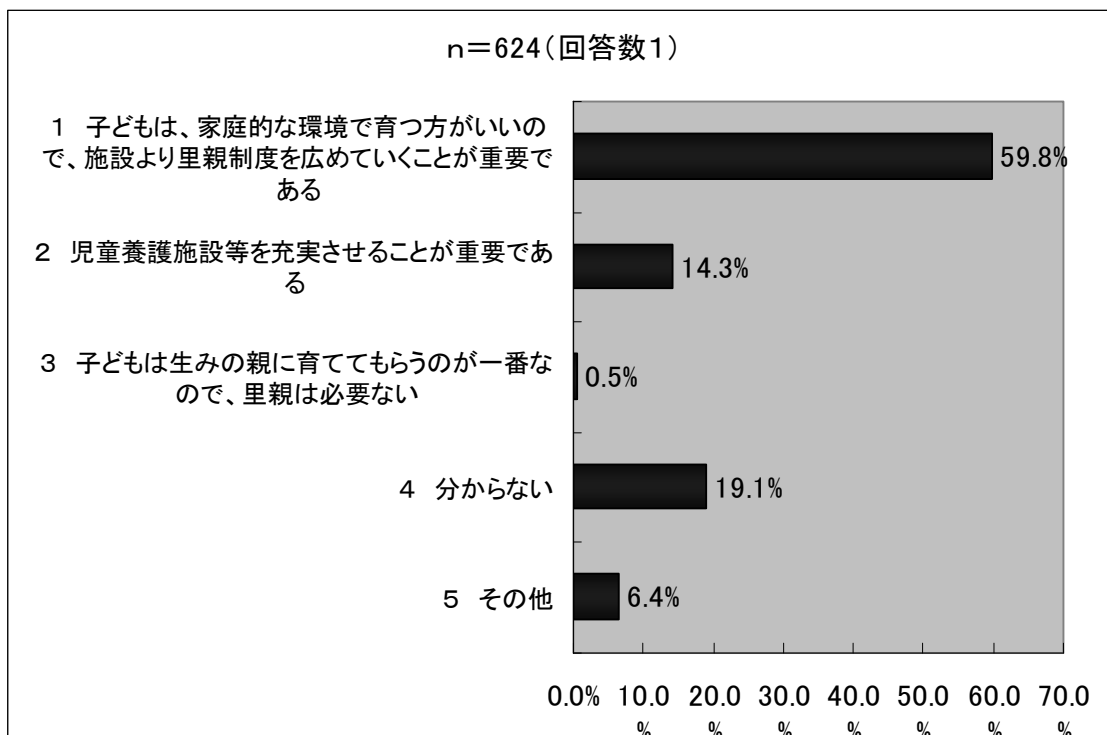
問1 これまで里親について知っていましたか。(回答数は1つ)



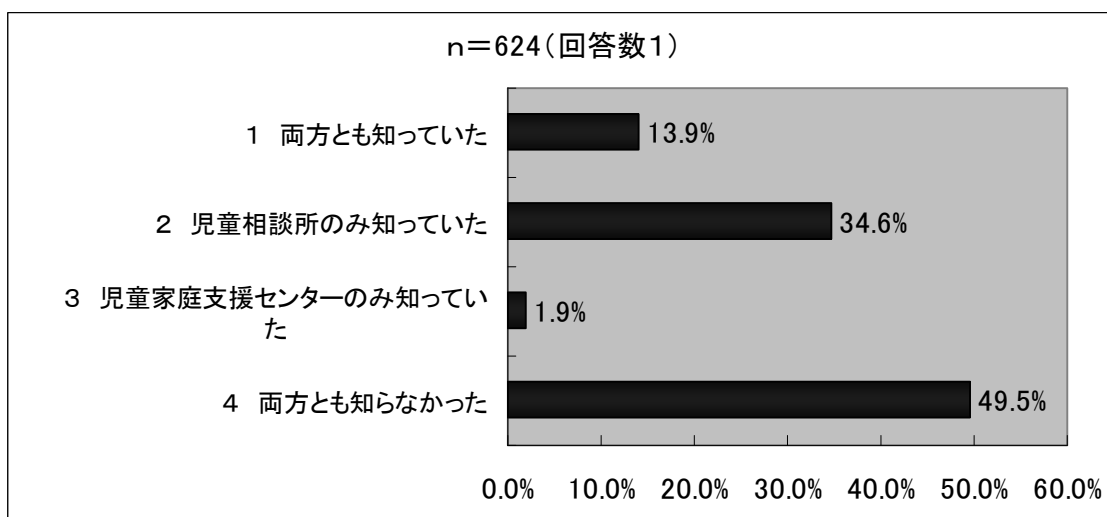
問1-2 問1で「1 知っていた」または「2 聞いたことはあったが、詳しいことは知らなかった」を選択された方に伺います。里親をどのようにして知りましたか。(複数回答可)



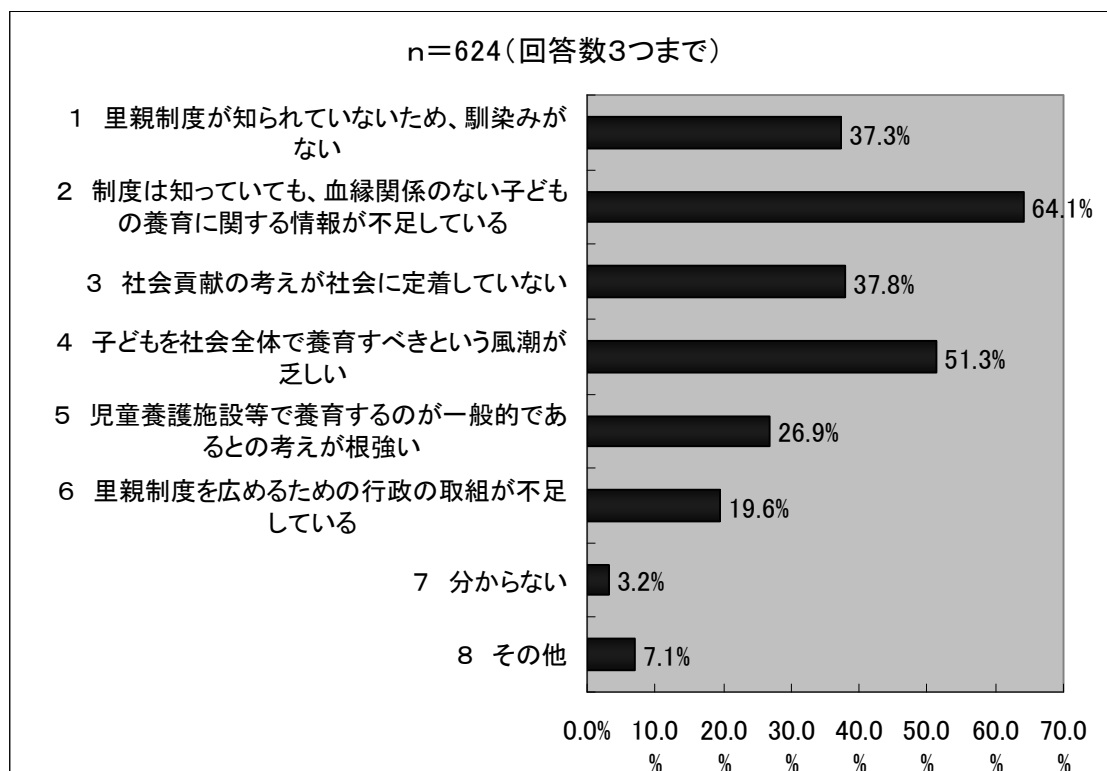
問2 里親の必要性について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(回答数は1つ)



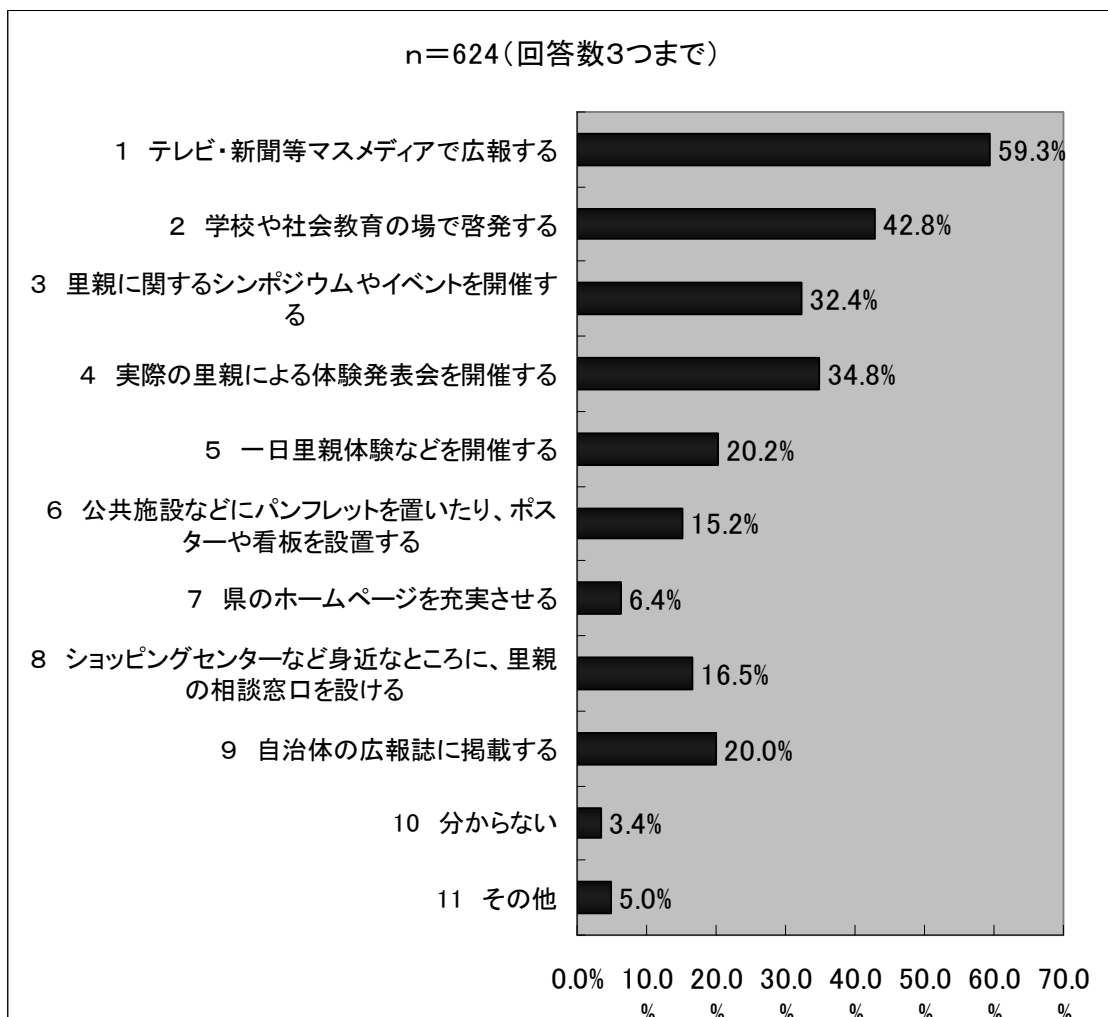
問3 里親制度の相談窓口は児童相談所及び児童家庭支援センターですが、このことを知っていましたか。(回答数は1つ)



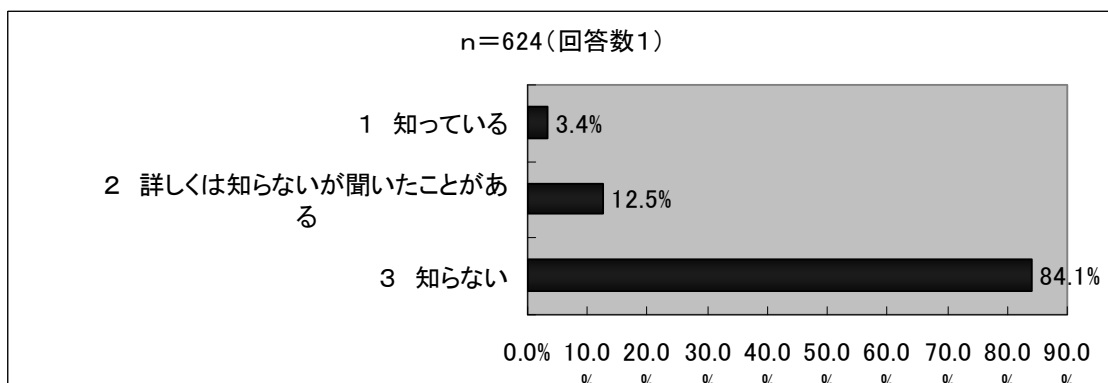
問4 保護者が養育できない子どものうち、里親のもとで生活している子どもは、アメリカ 77%、イギリス 71.7% (2010年頃) であるのに比べ、日本は 19.7% (2018年3月) と、あまり普及していない状況にあります。日本において、里親制度が広く普及しない要因は何だと思いますか。(回答数は3つまで)



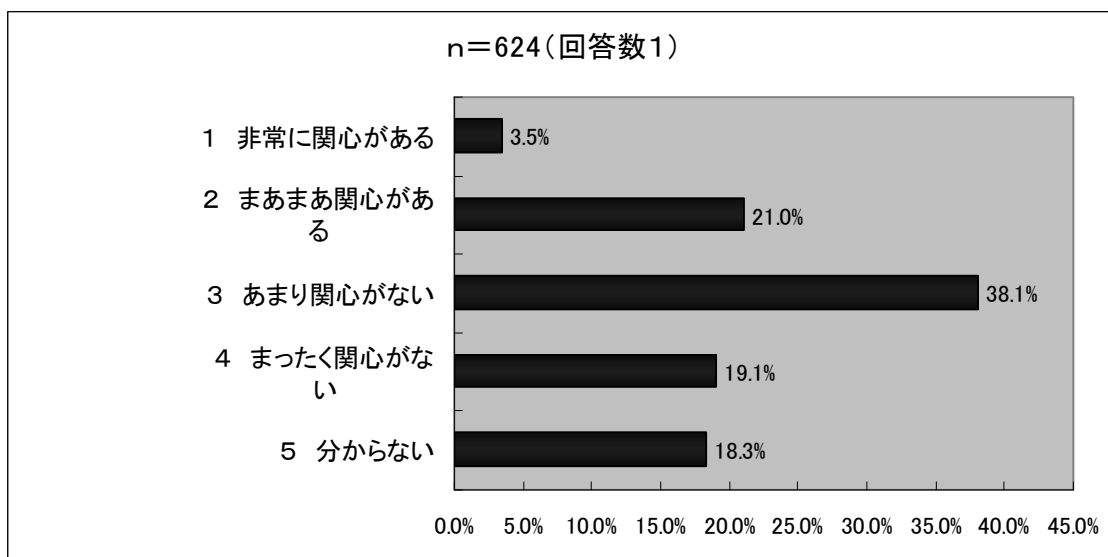
問5 今後、広く県民の皆さんに里親制度に対する理解と協力を求めていくための取り組みとして、効果的だと思うことは何ですか。(回答数は3つまで)



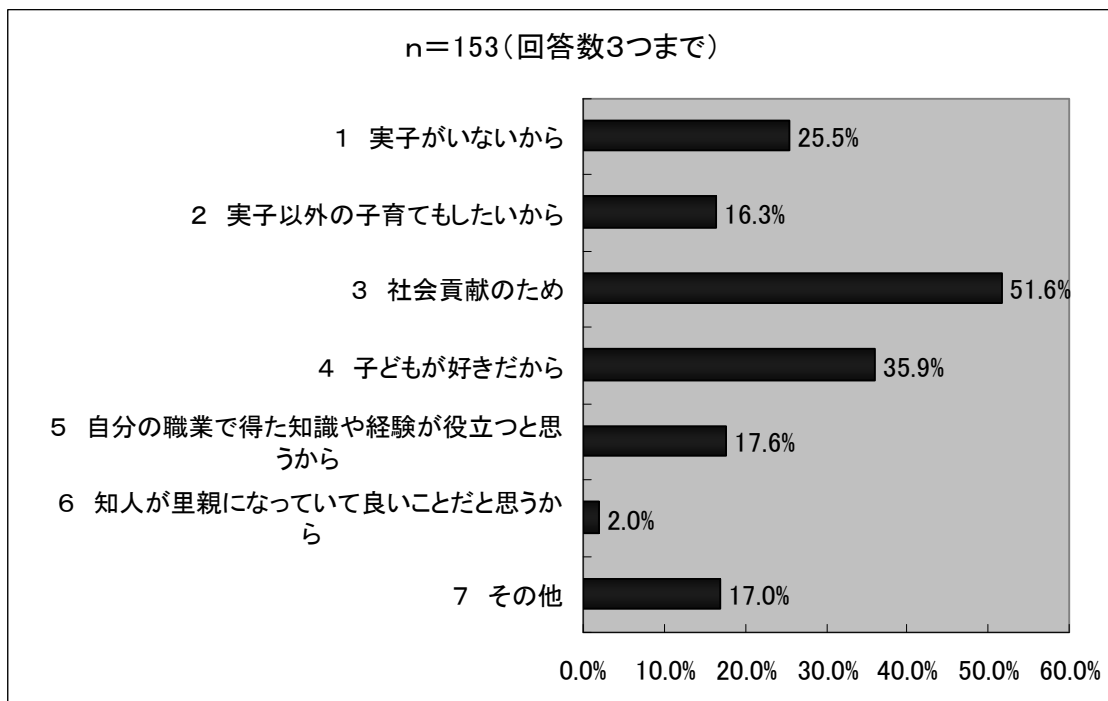
問6 毎年、10月は「里親月間」ですが、知っていますか。(回答数は1つ) ※「里親月間」とは、里親制度などを推進するために、集中的な広報啓発を行っている期間です。



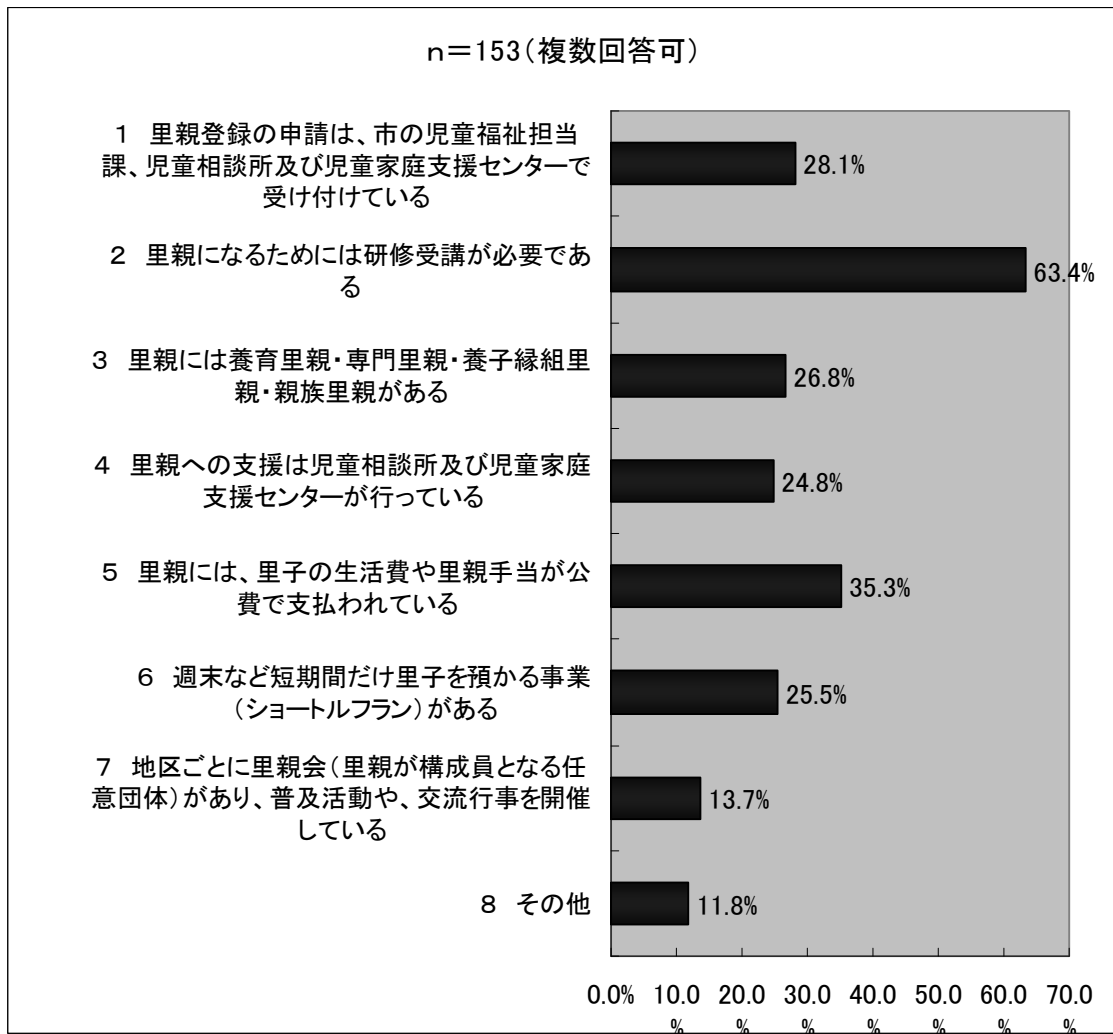
問7 あなた自身が里親となり、子どもを養育することに関心がありますか。  
 (回答数は1つ)



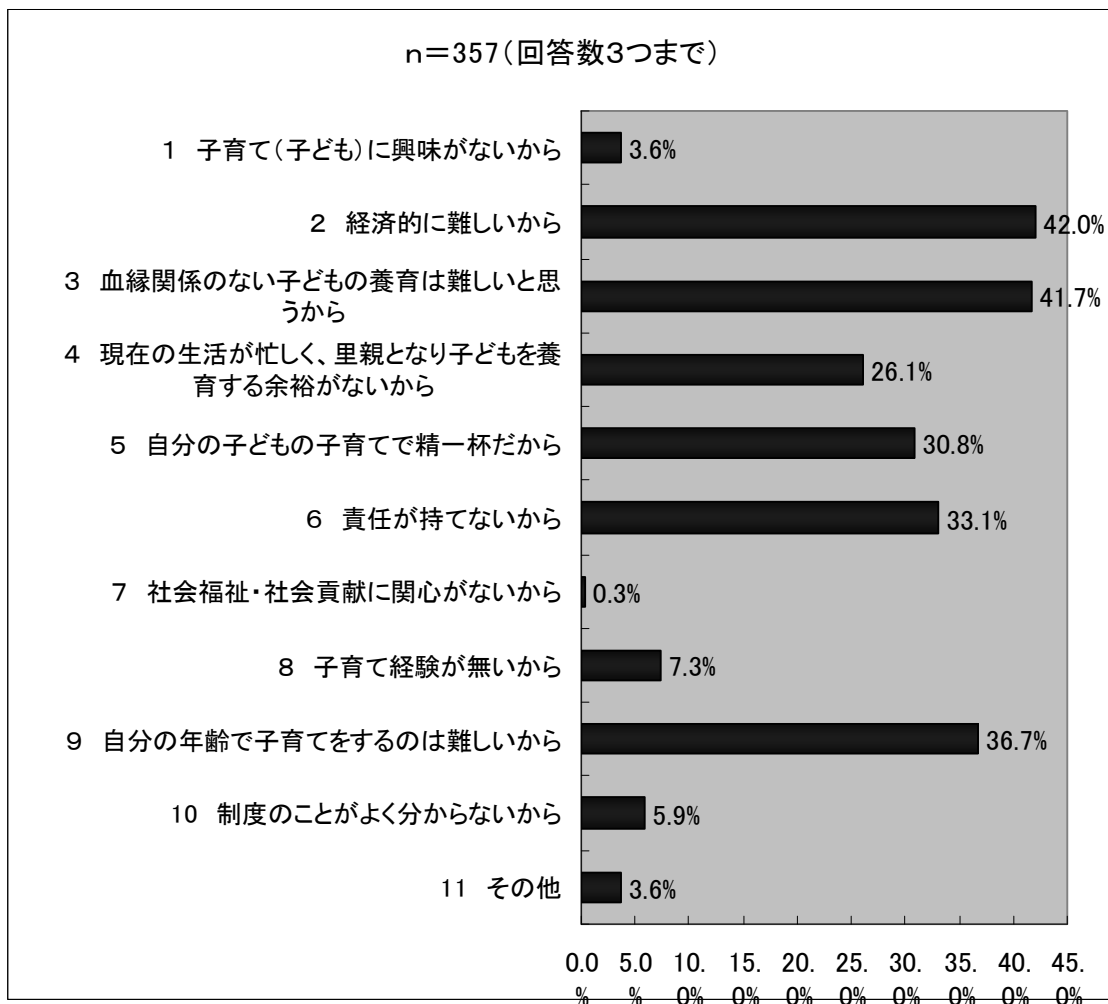
問7-2 問7で「1 非常に関心がある」または「2 まあまあ関心がある」を選択された方に伺います。里親になることに関心がある理由は何ですか。(回答数は3つまで)



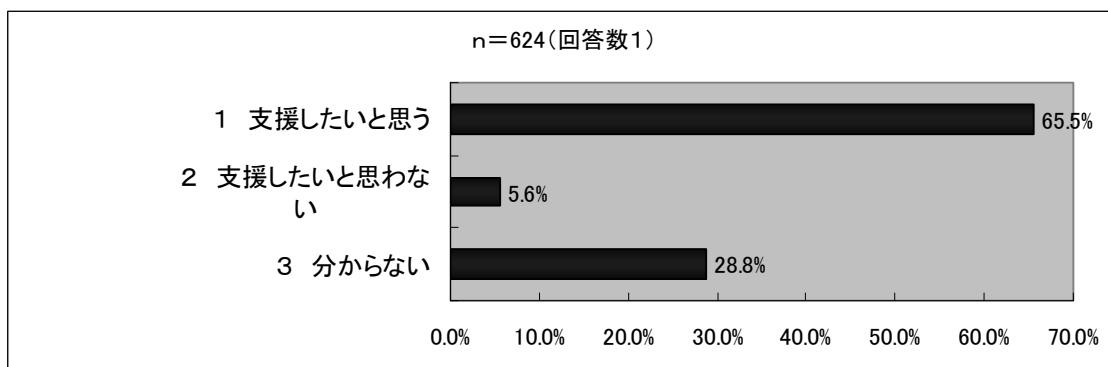
問7-3 問7で「1 非常に興味がある」または「2 まあまあ興味がある」を選択された方に伺います。里親についてどんなことを知っていましたか。(複数回答可)



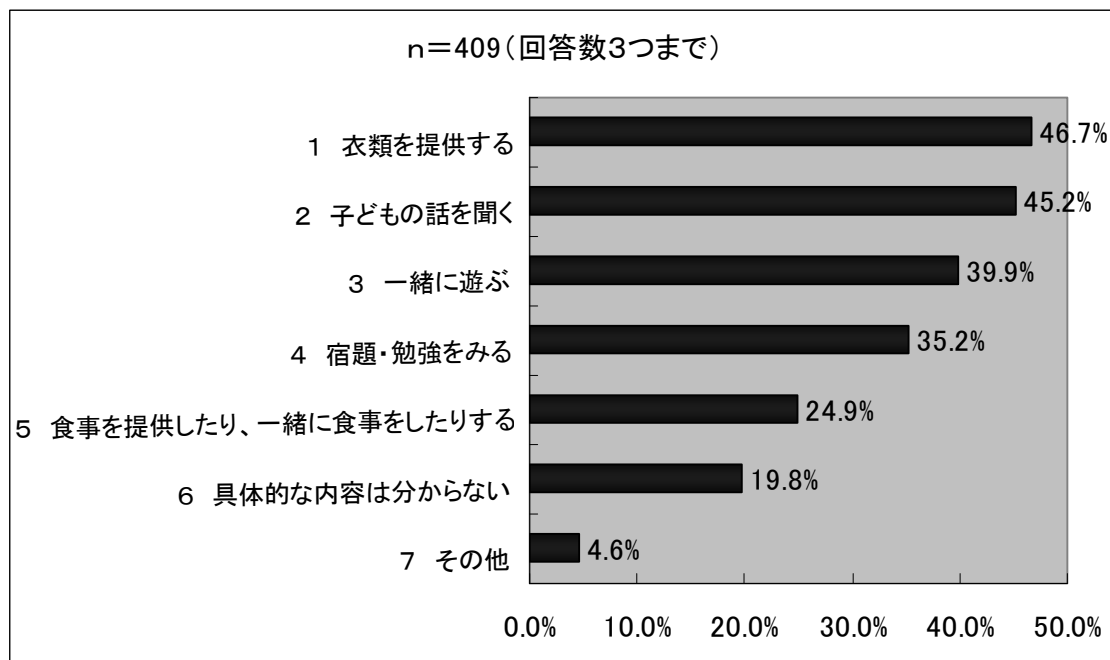
問7-4 問7で「3 あまり関心がない」または「4 まったく関心がない」を選択された方に伺います。里親になることに関心がない理由は何ですか。(回答数は3つまで)



問8 保護者から十分な養育を受けられず、児童養護施設や里親など、保護者以外からの支援が必要な子どもがいます。そのような子どもに何か支援をしたいと思いますか。(回答数は1つ)



問8-2 問8で「1 支援したいと思う」を選択された方に伺います。子どもへの支援として、あなたができそうだと思うことを選んでください。(回答数は3つまで)



問9 里親制度について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。(500字以内)



## 2 静岡県社会的養育推進計画に掲げる取組とSDGsの関係

持続可能な社会の実現を目指し、2015年9月に国連で採択されたSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」では、2030年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への総合的な取組が求められています。

静岡県社会的養育推進計画に掲げる取組の推進が、SDGsの次の目標（ゴール）の達成につながります。

	<p><b>ゴール1</b></p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p><b>ゴール3</b></p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p><b>ゴール4</b></p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p><b>ゴール5</b></p>	<p>ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を行う</p>
	<p><b>ゴール10</b></p>	<p>国内と国家間の不平等を是正する</p>
	<p><b>ゴール16</b></p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る</p>

### 3 静岡県社会的養育推進計画 策定経過

#### (1) 有識者による検討会議

	開催日	内容
第1回	令和元年 6月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の策定方針について</li> <li>・社会的養護の現状と課題</li> <li>・新計画の方向性</li> </ul>
第2回	令和元年 11月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種調査結果について</li> <li>・計画骨子案について</li> <li>・里親等委託率の数値目標について</li> <li>・計画(素案)について</li> </ul>
第3回	令和2年 2月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・計画(案)について</li> </ul>

#### (2) 各種調査等

##### ①里親制度に関する意識調査

区分	内 容
実施期間	令和元年6月6日～6月19日
実施方法	令和元年度県政インターネットモニターアンケート調査
調査対象	県内に在住又は通勤・通学している満15歳以上の方(公募) 675人
回答数	有効回答624件(回答率92.4%)
調査項目	里親・里親制度について 里親制度等の広報啓発について 里親への関心について

## ②子どもの意識アンケート調査

区 分	内 容
実施期間	令和元年7月末～8月
実施方法	児童養護施設、里親、FHに調査票を送付、子ども自身が記入
調査対象	児童養護施設、養育里親、ファミリーホームに入所・委託中の子どものうち、令和元年度7月1日時点で入所等している、小学校4年生以上の子ども全員
回 答 数	児童養護施設 284人（回答率 91.4%）、里親 60人（回答率 57.7%）、ファミリーホーム 7人（回答率 53.8%）、合計 351人
調査項目	生活のこと 安心できることや心配なこと 相談や話ができる人 等

## ③入所等児童状況調査

区 分	内 容
実施期間	令和元年7月末～8月
実施方法	児童相談所に調査票を送付し、児童相談所から回答
調査対象	乳児院、児童養護施設、養育里親、ファミリーホームに入所・委託中の子どもで、令和元年7月1日現在、入所等している子ども全員
回 答 数	449人（100%）
調査項目	こどもの状態 望ましい養育環境の状況 望ましい養育環境に入所等できない理由

## ④施設計画（案）に関するヒアリング調査

区 分	内 容
実施期間	令和元年9月
実施方法	各施設に訪問し、施設計画（案）に関するヒアリングを実施
調査対象	乳児院：4施設 児童養護施設：12施設

(3) 県民意見提出手続（パブリックコメント）

区 分	内 容
実施期間	令和元年 12 月 16 日～令和 2 年 1 月 17 日
実施方法	インターネットで閲覧（静岡県ホームページ） 県窓口での閲覧
意見提出数 （重複あり）	静岡県：31 件 静岡市：40 件 浜松市：26 件

#### 4 静岡県社会的養育推進計画検討会議 委員名簿

(敬称略)

氏名	職業等	備考
川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター長	議長
柿崎 博昭	静岡県弁護士会子どもの権利委員会委員長	
乙部 邦子	静岡県児童養護施設協議会会長	
杉村 伸一	静岡県乳児院協議会会長	
石川 順	静岡県児童家庭支援センター協議会会長	
坂間 多加志	静岡県里親連合会会長	
眞保 和彦	静岡市里親会会長	
金子 三記子	浜松市里親会会長	
関 典子	静岡県健康福祉部こども未来局長	
高橋 真一郎	静岡県健康福祉部こども未来局 こども家庭課長	
森 茂雄	静岡県中央児童相談所長	
稲葉 宣明	静岡市子ども未来局子ども家庭課長	
松下 龍一	静岡市児童相談所長	
鈴木 和彦	浜松市こども家庭部子育て支援課長	
鈴木 勝	浜松市児童相談所長	

## 静岡県社会的養育推進計画

令和2年3月策定

- 事務局 ○静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課  
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
TEL : 054-221-2307 FAX:054-221-3521  
E-mail:kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
- 静岡市子ども未来局子ども家庭課  
〒424-8701 静岡県静岡市清水区旭町6番8号  
TEL : 054-354-2643 FAX:054-352-7734  
E-mail:kodomokatei@city.shizuoka.lg.jp
- 浜松市こども家庭部子育て支援課  
〒430-0933 静岡県浜松市中区鍛冶町100番地の1  
ザザシティ浜松中央館5階  
TEL : 053-457-2793 FAX:053-457-3011  
E-mail:kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp